

令和4年3月3日（木曜）

議事日程 第5号

令和4年3月3日（木曜）午前10時開議

第 1 一般質問

午前10時00分 開議

○原口亮志議長 ただいまより本日の会議を開きます。

○原口亮志議長 日程第1「一般質問」を行います。

発言の通告がっておりますので、順次発言を許します。

まず、吉村健治議員の発言を許します。吉村健治議員。

〔14番 吉村健治議員 登壇 拍手〕

○吉村健治議員 皆さん、おはようございます。市民連合の吉村健治でございます。

今日、6つの項目を60分にわたってお話ししますので、言葉がちょっと早くなるかもしれませんが、お聞き苦しい点がございましたらお許しいただければと思います。

早速質問に入らせていただきます。

成人年齢引下げに伴う投資について学ぶ授業についてお話をさせていただきます。

令和4年度新学期から実施される新学習指導要領に盛り込まれ、高等学校公民科、家庭科において、投資について学ぶ授業が始まりますが、熊本市立の2校でも予定されておりますが、まず、その内容について、年間の授業数や授業方法、学年等について教えてください。また、そのための教員研修やその指導要領に盛り込まれた経緯、新学期を控えた今現在の課題について、早速お聞きしたいと思います。

教育長に答弁を求めます。

〔遠藤洋路教育長 登壇〕

○遠藤洋路教育長 成人年齢の引下げに伴う投資の授業について、5点のお尋ねにお答えいたします。

1点目、まず授業の内容についてですが、高等学校の公民科、家庭科の時間に預貯金、保険、株式、投資信託など金融商品のメリットやデメリットなどの資産形成について学習を行います。投資以外の金融に関する項目としては、クレジットカードの利用等、消費者としての権利と義務について学習を行うことが学習指導要領に示されております。

2点目の年間の授業数等ですが、熊本市立学校の場合ですが、第1学年の公民科で消費者としての意識を高める授業を、また第2学年までの家庭科で契約に関する実践的、体験的な授業をそれぞれ年間70時間の授業のうち、1時間から2時間程度実施する予定としております。

3点目に教員研修ですが、熊本市立高校については、文部科学省、金融庁などの解説動画の紹介、学校訪問指導、金融証券業界の講師派遣事業を活用した教員研修を継続して行う予定としております。

4点目の学習指導要領に盛り込まれた経緯ですが、成人年齢の引下げに伴い、保護者の同意なく金融商品の購入ができるようになることから、高校生の段階から消費者としての知識と実践力を身につけるために、学習指導要領に盛り込まれたものです。

5点目の新学期を控えた現在の課題についてですが、生徒の意識や中学校までの学習等の実態を把握し、実社会で活用できる授業にするための準備が必要であると考えております。引き続き、高校への情報提供等の支援を行ってまいります。

〔14番 吉村健治議員 登壇〕

○吉村健治議員 改正民法が施行される4月1日より、成人年齢が18歳に引き下がることは、明治初期に成人年齢が二十歳と定められて以来、146年ぶりの大改革であります。様々な場面で自分の意思によって選択、決定ができるようになりますが、反面、大人としてのその行動に重い責任が生じます。

保護者同意のない契約は取り消せるという現民法の規定は適用されず、ローン契約の締結や金融商品の購入により重い債務負担や悪徳商法等の消費者トラブルに遭う危険性が高まり、それが心配されております。

そういった負の一面をしっかりと学び、予想されるトラブルを回避できるよう、そのすべを知る授業となればよいのですが、1年間で一、二時間というほんの僅かな時間の中で、投資の勉強が、単なる金もうけの知識取得のみに終始しないようにしなければなりません。

あわせて、授業を行う教育現場についても言及すると、文部科学省の教員不足に関する全国実態調査によると、今年度、当初配置された教員数は予定数に比べ、全国で2,558人も不足していたということで、学校全体の5.8%、1,897校が該当するという厳しい現実が改めて数字として判明いたしました。

文部科学省は、教員不足について臨時教員などが確保できなかったケースと定義していますが、定数不足解消対策として、もともと少人数指導やチームティーチングのために確保していた教員を再配置するなどしたほか、教頭などの管理職が担任を兼務するなど、教育現場は混乱を来しています。文科省は、教員不足による授業の停滞といった深刻な自体は把握していないとしていますが、全く現場を知らないのではないのかと思います。

私が、現場の先生から聞いた現状は、教員不足による弊害は以前からも続いており、コロナ禍で教育環境がさらに激変化したことで、ただでさえ、手いっぱいでお忙しい教員が、授業の準備や子供と接する余裕を失うなど、通常業務に支障を来し、過酷な勤務実態により、心と体をむしばむことで休職や退職を余儀なくされる教員がますます増えるのではないかと大変危惧されておりました。

こういった過酷な勤務実態が敬遠され、採用試験競争率が過去最低を記録する中、

定数見直しや配置の仕方、給与体系等を時代に合わせて抜本的に見直すなど、その環境改善が必要不可欠です。退職教諭の方や休眠教員など、経験のある教員免許所持者などの再任用や教師が担う仕事の中で、教員免許がなくてもできる範囲で外部の人材の助けを借り、現職の負担を減らすことで授業をより実りのあるものにし、本来授業研究や生徒と向き合う時間が確保できるようにお願いしたいと思いますし、現職教員の皆さんが胸を張って堂々と教職のすばらしさを口にでき、子供たちにとってもよい環境の下、学べるようになるときが来るよう、教育委員会の方々にもさらなる改革の断行を要望いたします。

次の質問に移らせていただきます。

民生委員・児童委員の方々と事故と成り手不足の問題に関してお話しさせていただきます。

民生委員・児童委員制度は、制度制定から100年余り、献身的なボランティアの方々によって支えられておりますが、昨年夏の長崎における記録的豪雨時に、独り暮らしの高齢者の方の依頼で家に向かった70歳の民生・児童委員の女性が水害に巻き込まれて亡くなるという痛ましい事故がございました。

当時、警戒レベル5の緊急安全確保の中、怖いから来てほしいと高齢者から連絡を受け訪問、その後、近くの用水路付近でお二人とも亡くなっているのが発見されました。

こういった悲劇を受け、厚生労働省は、民生委員さんたちに対し、災害時に自身の安全を優先し、避難情報が出ている間、要支援者の見守りなどが必要な状況にあっても、自治体に対応を任せるとの緊急通知を出したとのことですが、いずれにせよ、地域住民のため、強い使命感や責任感で行動された結果だと思えば、本当に悲劇です。

あらかじめ関係者間でそれぞれの役割分担を明確にする必要があります。民生委員自体の高齢化が進む中、御自身も地域の住民であって、災害対応の専門家ではありません。各個人の使命感や責任感に甘えることで、過度の負担が生じ、結果として、その命を賭してまでも責任を負わせています。

全国民生児童委員連合会のガイドラインとしては、自らと家族の安全を最優先に考えること。地域住民や地域の団体と協力し、対応すること。自治体と協議して、災害時の情報共有の方法をあらかじめ決めておくことなどを上げておりますが、非常時において、地域で上手にみんなで連携し、対応し、二度とこういった悲劇を生まないようにしなければなりません。

そこで、熊本市の事故の現状と対策、利用者からの暴力・暴言に対する対応、活動を補償する保険の有無、現在の定数に対しての熊本市の不足数、その対策、取組はどのようにしてくのか。また、災害など不測の事態における行政と委員の今後の連携をどのようにされていくのか、民生・児童委員に対する期待すること、また行政の役割について、健康福祉局長にお聞きいたします。

〔石櫃仁美健康福祉局長 登壇〕

○石櫃仁美健康福祉局長 民生委員・児童委員の御質問に順次お答えさせていただきます。

初めに、本市の民生委員・児童委員の活動時の事故につきましては、主に移動中の転倒によるものでございまして、令和元年度10件、令和2年度2件、令和3年度は1月末までに4件の報告を受けております。

また、本市では活動中に受ける暴力・暴言による精神的ストレスなどのリスクを未然に防ぐため、全体研修会などの機会を捉え、安全確保等について注意喚起を行うとともに、緊急時における連絡体制についても改めて周知してまいります。

次に、活動中の負傷等につきましては、全員に御加入いただいております熊本市ボランティア保険及び全国民生委員児童委員連合会の活動保険から治療費や見舞金などが支給されております。

次に、委員の不足数につきましては、令和4年1月1日現在で、定数1,466名に対し、103名の欠員となっており、欠員補充のため、民生委員児童委員協議会と連携し、推薦していただきます自治会等への呼びかけを行いますとともに、新たな人材の発掘や若い世代の方への理解促進などの取組も進め、成り手不足の解消に努めてまいります。

次に、不測の事態における行政と委員の連携につきましては、昨年8月の長崎県での事故を受け、本市におきましても直ちに、全ての委員の皆様方に対し、御自身の安全を確保された対応を行っていただくよう、文書の発送や理事会での周知を行ったところでございます。今後も熊本市災害情報メール等の登録勧奨を行いますとともに、日頃から民生委員児童委員協議会と防災担当部局等との連携を深め、委員が相談しやすい環境づくりに努めてまいります。

最後に、委員の活動は、高齢者の方や育児・子育てに関する日常的な支援、相談など多岐にわたっており、地域福祉の増進に重要な役割を果たしていただいていると認識いたしております。本市といたしましても、民生委員児童委員協議会や熊本市社会福祉協議会と連携し、今後も委員、お一人お一人の活動を支えてまいります。

〔14番 吉村健治議員 登壇〕

○吉村健治議員 今、局長に熊本市の事故発生件数などを教えていただきましたが、全国においては、自宅訪問や相談活動中の負傷事故が2020年度までの7年間に3,200件以上発生し、民生委員の65歳以上の割合が約70%に上る中、移動中の転倒や転落、交通事故が増加しております。2016年度時点での民生委員の平均年齢は66.1歳で、25年前から比べると5歳以上高齢化しており、成り手不足が深刻化していることは御存知のとおりです。

定数に対し、全国で1万人が欠員で、熊本市では103名の欠員が報告されると言われていましたが、それが慢性化しております。事故件数は、先ほど御紹介いただいた保険が実際に適応された事案数で、その保険は、東日本大震災時に民生委員の方々56名の方が避難誘導活動中にも不幸にも亡くなった痛ましい事故を受け、創設され、保

険制度開始以降、転倒し、頭部をブロック塀に強打するなどの死亡事故が6件、骨折1,320件、打撲863件、ねんざ407件、創傷222件、犬にかまれた事案137件などが報告され、保険請求をしなかった事故件数も多くあることが容易に想像でき、実数はさらに多いかと思われま

す。超高齢化が進む今だからこそ、地域住民に身近で行政とのつなぎ役になる民生委員が必要であることから、それをいかに確保していくかは、これからも大きな課題であり、なおかつ難題です。自然災害の激甚化や頻繁化によって、新たな課題が発生する中、制度設計を見直し、不幸な事故をなくすことで安心して民生・児童委員業務が遂行できる環境整備を強く求めます。

これまで、住民に寄り添い、住民目線に立った活動を行ってきたからこそ、住民の信頼を得ることができたのだと思います。この100年間、常に住民の身近な相談相手であり、見守り役であったこと、行政の協力者として福祉制度を効果的に機能させるつなぎ役であったこと、時代に先駆け、その時々福祉課題の解決に自ら取り組んでこられたこと、それが昨今、公的な支援で対応できない日常的な支援が増加したそうです。委員の活動上、住民のプライバシー尊重とのバランスや自治体からの個人情報提供の不足が悩み、苦勞であり、特に、災害時要援護者支援員への取組が民生委員さんの過度な負担につながっているそうです。

国が、地域共生社会実現を推進する中、分野を超えた包括的、総合的支援を重視していることは理解ができますが、民生・児童委員の方々の範疇を超える仕事量は、結果として地域力や住民サービスの低下を招くことにつながります。

熊本市としてもこの問題に今後も力を入れていただくことを強く要望して、次の質問に移らせていただきます。

地域猫適正管理推進事業に関してお話しさせていただきます。

野良猫対策は、いずれの自治会においても頭を悩ます問題ですけれど、野良猫が増える大きな要因は、無責任な猫の飼い主の方々が、適切な不妊去勢手術をせず、屋外飼育や飼育放棄をした結果です。

猫はとても繁殖力が高く、早い猫だと生後5か月程度で妊娠し、すぐに何十匹にも増えてしまうので、飼い主は飼い始めに去勢手術等をするのが、飼い主として当たり前前の責任でございますけれども、今のところモラルに頼ることはできておりません。

そういった中で、今までと視点を変え、地域住民と熊本市が力を合わせて、猫を適切にお世話、管理する新たな取組を始められたとのことですが、この取組に至った経緯や現在の取組、これからの事業計画を教えてください。

また、本事業に加えて、公益財団法人どうぶつ基金が全額負担する「TNR地域集中プロジェクト」に参加し、協働でTNR事業を進めるとしてはありますが、その趣旨を教えてください。

健康福祉局長の答弁を求めます。

〔石櫃仁美健康福祉局長 登壇〕

○石櫃仁美健康福祉局長 初めに、取組に至りました経緯につきまして、地域猫適正管理推進事業につきましては、近年、野良猫に関する相談件数が年々増加し、平成29年度の600件から令和2年度には1,700件に増加している状況を踏まえまして、地域住民の皆様が猫による被害の現状を認識し、野良猫を排除するのではなく、餌やふん尿の管理、不妊去勢手術の実施等により、適切に管理することで、野良猫によるトラブルをなくすための試みとして、今年度から取り組んでいるところでございます。

取組状況でございますが、現在、2つの地域でモデル事業として開始しております。12月時点で、合計40頭の不妊去勢手術を行っております。地域が一体となって猫を管理することにより、環境美化や地域のコミュニティの活性化などの効果が見られる一方、新たな猫の流入や活動の継続性が課題となっているところでございます。

次に、今後の計画等につきましては、来年度は地域猫活動を実施する地域を2か所増やし、支援を継続するとともに、公益財団法人どうぶつ基金と協働にて、来年度1年かけて、市内の野良猫の不妊去勢手術を実施し、生まれてくる子猫を減らす事業でございますTNR地域集中プロジェクトを行うこととしております。

今後は、これら2つの事業の効果や課題を地域の御意見とともに検証し、これからの地域猫活動への取組について検討を進めてまいりたいと考えております。

最後に、議員、御案内のとおり、犬猫の殺処分ゼロの実現のためには、市民の皆様の御理解と御協力は不可欠でございます。現在活動していただいている市民の皆様にご感謝申し上げますとともに、これからも地域住民の皆様と協働で問題の解決に取り組んでまいりたいと考えております。

〔14番 吉村健治議員 登壇〕

○吉村健治議員 お答えいただいたように、野良猫に関する相談件数が急増している実態を踏まえ、地域猫活動を行う団体や個人に対し、本市として適切な指導、アドバイスが継続的にできるようになると子供や大人の道徳心や動物福祉の意識につながることはもちろん、動物たちの幸せと人間の共生のために、人の感情に基づく判断だけではなく、科学的知見を基に、動物たちの苦痛をなるべく取り除いてあげる好循環につながる取組となります。

地域猫適正管理推進事業のような地道で客観的かつ科学的アプローチが大切で、地域住民の皆様の御協力の下、行政のバックアップの継続性が担保されれば、とてもよい試みだと評価いたしたいと思っております。

ここで、この事業に先駆的な取組をしている北部東小校区鶴の原自治会の取組を御紹介いたします。

当自治会では、市政日より、令和3年2月号にこの事業紹介をされると早速、懸案事項でもあった野良猫問題の改善に向けた取組を役員で打合せ、検討され、問題意識を持つ方々からの聞き取りを行った上、その2日後には回覧板にて適正化事業の紹介と町内で取組されるかどうかの可否を打診され、同時に、愛護センターに相談、打合

せを行い、自治会総会にて事業開始を提案され、承認後、補助金申請等の手続を遅滞なく行い、地域住民に対して地域猫活動に関する理解と適切な対応の御依頼を再び回覧板にて周知するなど、スピード感を持って取組をされました。

もちろん、同時並行として猫の捕獲管理で汗をかき、動物病院での不妊去勢手術を手弁当も含め、地道に行うなどの活動を精力的にされてこられております。結果、先駆的自治会として、地元紙からの取材や北区長、他校区自治会からの視察、来訪を受けられ、その取組や状況、方法、課題などを伝えるなど、熊本市民への啓発、啓蒙活動の大きな一助になったのはもちろんのこと、何よりも地域猫が適正化されたことで、地域住民から大変感謝されております。

そういった中においても、自治会長の強いリーダーシップと協力的な住民の方々によって支えられている活動には、多くの課題もございます。自治会作成の事業状況報告書によると、今、活動は特定の協力者で行っているが、継続的活動を行うためには、今後は、自治会員全員で積極的に事業に関与するような体制づくりが必要で、本事業の特性として、単年度だけで解決するものではなく、1自治会単位では、費用面での負担も大きいため、市民リサイクル活動助成金と同様、事業申請団体に対し、実績に応じた実費補填の補助金が支給できる体制づくりをお願いしたい。

また、1町内会単位のみでの活動では、地域間をまたいで生活圏とする猫たちの適正な管理は不可能とのことですので、周囲の自治会を巻き込んでの取組や仕組みづくりを市がリードしてほしいとの御要望がございます。取組を行う自治会が属する校区自治協議会に対して、積極的取組を御案内していただければと思います。

いずれにせよ、当事業に関し、日々努力をされている方々に感謝を申し上げます。肝は継続性です。モデル地区の取組を精査されるとのことですが、検証の上、取り組まれる自治会が安心して今後も活動ができよう、財政的予算づけも含めて、きちんとした体制を取っていただくよう、重ねてお願い申し上げ、次の質問に移ります。

今まで一般質問で何度か取り上げさせていただきましたが、ヤングケアラーの問題で多少進展がございましたので、その御紹介と御質問させていただきます。

ヤングケアラーに関して、マスメディアで、私の知る限り最初に取り上げ、問題提起を行ったのは、毎日新聞の特別報道班の取材班でございます。「ヤングケアラー、幼き介護」と題する特集を継続的に行われ、このコロナ禍で取材が大変難しい状況下にもかかわらず、腰の重い厚労省や私たち市民に対し、その実態を知らしめ、警鐘を鳴らしてもらいました。

国民生活基礎調査では、子供の7人に1人は貧困状態であるという事実が公表されましたが、経済的な貧困だけではなく、それに起因した子供たちにとって過度な日々の連続的労働を余儀なくされていること、また、その人生をいや応なく搾取されていることが判明いたしました。

熊本県下のヤングケアラーに関する初の調査が昨年行われ、中学2年生、高校2年生に対して行われ、先日公表されましたが、その調査結果について、また結果を踏ま

えた今後の取組について、健康福祉局長にお尋ねいたします。

〔石櫃仁美健康福祉局長 登壇〕

○石櫃仁美健康福祉局長 本市も協力して実施されました熊本県の実態調査の結果によりますと、世話をしている家族がいると答えた、いわゆるヤングケアラーは481人で、中学生は3.3%、高校2年生は2.0%でございました。

また、自分がヤングケアラーであることを認識している子供は、全体で212人、1.2%でございました。

全国の調査と比較いたしますと熊本県におけるヤングケアラーの割合は低い結果ではございましたが、当事者に自覚がないケースも想定されますことから学校や地域等、子供の近くにいる大人だけでなく、子供自身も早期に気づき、相談等の適切な支援につながる環境を整えることが必要でございます。

そこで、令和4年度からヤングケアラーに対する認知度の向上のため、さらなる周知、啓発を行いますとともに、関係機関との連携を強化するため、新たに行政、学校、地域、介護事業所等の関係機関をつなぐヤングケアラー・コーディネーターを配置いたしまして、子供が社会から孤立することのないよう、早期に発見し、寄り添った支援に取り組んでまいります。

〔14番 吉村健治議員 登壇〕

○吉村健治議員 お答えいただきました数字以上に大切なことは、一人でも助けを求める子供がいたら救える体制を行政がしっかり構築するということでございます。

昨年、神戸市において「こども・若者ケアラー相談支援窓口」を全国の自治体に先駆けて設け、18歳未満に限らず、20代の若者ケアラーも対象として含め、社会福祉士らに対応されております。既に多くの相談が寄せられる中、当事者以外の相談が圧倒的に多らしく、教育関係者からの相談が多を占めているようでございます。

また、大阪府教育委員会においては、支援強化のため、福祉の専門家として学校や家庭での悩みを聞き取るスクールソーシャルワーカーらに助言をする指導的な役職を2022年度に新設する方針を固めたとのこと。家庭や進路など悩みを早期に把握し、本人の事情に合わせた対応に努め、これらを含めた支援強化策として、約7,100万円を一般会計当初予算に盛り込むとのこと。

果たして、熊本市の体制は今どうなっているか。先ほどの局長答弁のとおりで、まだこれからでございます。「助けて」との悲痛な叫びや声なき声を確実に拾い上げ、子供たちが必要な情報にアクセスでき、助けを求めるすべを知ることができる環境整備を早急につくり上げていただきたいと思います。

厳しいことを言うようですが、現状を放置することは、家族を介護する子供のことを美談で終わらせ、子供たちが過度の重責や負担を負い、自分の家庭の特殊性を恥と感している等の幼心に付け込んでいるに等しいと言わざるを得ません。現状が続けば、負の連鎖が続き、それが常態化します。自助のみで何とか生き延びて大人になっても、公助に頼るすべを知らず、また、それが当たり前と思いつくことで、心の病やひきこ



もりなど、悪い意味で進化いたします。

そもそも、子供は、親だけでなく社会全体で保護されるべきで、子供らしい日常生活が奪われ、自分の未来を思い描く余裕のない子供たちを救うことは、大人の義務です。耐えながらも自分の時間を持たない子供たちに対し、学習支援を行い、ペアサポートなどのケアの経験を話し合える場を設け、孤立を防ぎ、痴呆や精神疾患を抱える家族をケアするケアラーも多くいることから、介護保険や福祉サービスなどに最短でつなぐことで、ケアを社会全体で担い、押しつけや独りよがりではない、本当の意味でのサポート体制が一日も早く待たれております。

調査結果を基に、県と協力して子供が担っているケアの実態を解像度を上げて、把握、分析し、過去の常識にとらわれず、近代日本の家族領域に起きた大きな変化を鑑み、人口減少、少子高齢化社会の真ただ中にある日本で、ケアする人のケア、ケアをする人をどう支えていくかが、とても大事だと思います。

未成年のうち、大人と同じ責任を持たなくてもよく、親や社会に保護され、面倒を見てもらうことが当たり前の時期です。大人の価値観を気にすることなく、わがままに苦しい現状から逃げ出す権利があり、やりたくないことは、やりたくないと言ってよいのです。必死で、家族のために頑張ることも大事ですが、もっと大人を頼ってほしいと思います。

その意味でも適切なサービスにつなぐ役割の専門家であるヤングケアラー・コーディネーターを熊本市が新年度から配置することは、まず始めの一步として評価したいと思います。市政だよりなどを通じて、広く市民に対して周知し、まずは広く知ってもらい、大人の気づきから、子供たちが貴重な時間を有効に、普通に使えるような体制づくりを重ねて求めたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

内密出産について、2022年度から新聞紙上でよく取り上げられておりますが、そのことに関して御質問させていただきます。

西区の慈恵病院が2019年より独自に取り組む、いわゆる内密出産で、昨年生まれた子供について大西市長は「戸籍がないことで、子供に不利益がないよう最優先で考えなければならない。速やかに対応する必要がある」と語り、また、慈恵病院が親の欄を空欄のまま、出生届を出すことが法的に抵触するかどうかとの慈恵病院から法務局への質問状に対し、「出生届の提出によらずとも市区町村長の職権により戸籍の記載ができる」と回答したことを受け、市長職権をもって戸籍を作成する旨、発言されました。

いわゆる内密出産が、法制化されていないことを理由に、母子の未来が危険にさらされるとしたら、本末転倒であることから考えると、内密出産の是非はさておき、子供の安全な出生と保護という観点からは、今までの国や熊本市の姿勢、その経緯を考えれば、様々な問題解決の第一歩として大変よかったと思います。

ただし、今回の大西市長の英断は、法制化なしには今後大きなハードルが待ち構え

ております。総理の発言からも分かるように、原則論に終始する国に対し、いかに内密出産に関する理解を深めさせ、また、知られたくない、自分では育てられない、行政に相談したくないとする既存の社会システムやセーフティネットではこぼれ落ちてしまいそうな状態にある母親に起きる様々な問題や事件、それを一つでも減らしたいと願いを持って取り組む慈恵病院を孤立させないように、いかに速やかに法的根拠を示し、普遍性を持たせるのかお尋ね申し上げます。

まず、現行法において、母親の匿名性、子供の処遇や出生時情報の取扱い、その情報管理など、保護の在り方について、また、内密出産の背景には、予期せぬ妊娠や若年妊娠、家庭環境や関係性の問題等、女性が一人で抱え込み、周りから孤立する妊婦の姿があるが、今回の事例等を踏まえ、現行法における取扱いについてお尋ね申し上げます。

内密出産に関する法整備について、大西市長にお尋ねいたします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 予期せぬ妊娠で悩む妊婦への支援については、母子の命を守ることが最優先であり、匿名での相談や産前・産後の母子の居場所の確保などの支援について、広く周知し、女性が抱える課題解決のために、早い段階で相談支援につなげ、孤立を防ぐことが重要であると考えております。

次に、内密出産における子供の処遇については、児童福祉法に基づき、子供の最善の利益を図ることを念頭に、乳児院や里親への委託など、児童相談所が措置を行うこととなりますが、子供の出自に関する情報の管理、開示の方法、時期等の適切な取扱いなどについて課題を整理する必要があるとございます。

先般、国会においても慈恵病院が行った内密出産は、現行法でも対応が可能であり、法整備については課題を一つ一つ乗り越えながら慎重に議論を深める必要があるとの認識が示されました。本市といたしましては、現在、慈恵病院と協議しながら、課題の整理を行っており、今後、国に課題への対応について助言を求めてまいります。

また、内密出産において、予期せぬ妊娠で悩む人々の救済と生まれてくる子供の権利の両立を図るためには、社会的合意に基づき、国の責任において法整備がなされることが必要であり、引き続き、法整備を国に要望するとともに、議員立法も含め、働きかけを行ってまいります。

〔14番 吉村健治議員 登壇〕

○吉村健治議員 厚生労働省の社会保障審議会児童部会の専門部会報告書では、2019年度に把握した児童虐待の犠牲者57人のうち、28人がゼロ歳児であり、出産当日の死亡が9人、1か月以内が2人、望まない妊娠をした女性をどう社会がケアをしていくかが悲劇を防ぐとりです。市長が新聞社の取材に対し、「どんどん内密出産を進めようとするのではない。子供を育てられない女性の課題解決には、行政が関わらないと無理な部分がある。女性を孤立させない体制を病院と一緒につくっていくことが重要で、病院との協議を進め、徐々に輪を広げて、全国の関係者とともに制度を

つくっていききたい。1自治体、1病院だけの話に終わらせてはいけない」。この一連の市長の御意見には大いに賛同するところでございます。

議論を活発化させ、予期せぬ妊娠や孤立出産の様々な問題を日本人全体で、我がこととして捉え、考え、共感していく土壌をつくり、経済的困難や若年などの理由で子育てに困難を抱える可能性のある特定妊婦など、様々な産前・産後母子支援をめぐる難問に取り組み、対応していただきたいと思っております。

法制化は必然です。現状では、将来、首長が変わればその都度、その判断を仰ぐ形になりかねません。救われる母子が救われない可能性が残されます。国を動かすのは国会議員ではなく、現場を預かり、実情を知る地方自治体の長だと思っております。

先月25日の衆議院予算委員会において、参考人として出席された慈恵病院の蓮田院長は、内密出産初事例について、詳細な経過を報告された上で、悲惨な現実を何とか阻止しなければならない。軽度の発達障がいや知的障がいのある方が内密出産になりがちな事例もあり、心配していると訴えましたが、総理は慎重に議論を進める必要があると述べ、法制化に向けては後ろ向きとも取れる発言をされております。

もちろん、この問題に関しては、市長答弁のとおり、様々な課題があり、一つ一つ丁寧な議論が必要ですが、これからも大西市長がリーダーシップを取り、命とその尊厳を守る問題について、世論と社会的合意形成を醸成し、法制化を早期に実現されるための国への取組を粘り強く行っていただくよう要望し、次の質問に移ります。

最後の質問をさせていただきます。

平和市長会議についてと題を書いておりますが、昨今のウクライナ問題も含めて、御質問させていただきます。

核兵器禁止条約の発行から1月で1年を迎えましたが、新型コロナウイルス感染症等の影響等で、今年行われる予定であった核拡散防止条約再検討会議や核兵器禁止条約締約国会議など、相次いで延期に追い込まれたことは非常に残念ですが、国境を超え、多くの平和を愛する若者が声を上げ、熊本市においても高校生平和大使の皆さん方などが、地道に活動されていることはすばらしく、誇らしいことであります。

その一方、依然として、為政者それぞれの思惑ばかりが先行し、昨今の核をめぐる国際情勢は、被爆者たちの長年の切実な訴えを聞き入れず、日本が核兵器禁止条約の締約国会議にオブザーバー参加すらしないという現状であろうとも、長年努力を重ね、活動されてきた方々に改めて敬意を表したいと思っております。

世界8,000を超える自治体の首長により構成される世界首長会議においても、平和文化の振興を新たな行動目標の一つに位置づけ、11月を平和文化月間と定めた広島市では、期間中、平和文化をテーマに広く、市民に対し様々なイベントを実施します。

平和首長会議のメンバーでもある大西市長にも、様々な取組を通じ、熊本市民が平和について考え、行動することにより、核兵器のない平和な世界の実現向け、着実に歩める機会を増やしていただきたいと思っておりますが、国際法違反でもある、ロシアのウクライナに対する軍事侵攻により、本日3日で1週間となりますが、既に多くの命が

失われるなど、その情勢が混沌を極め、先が見通せない事態になっております。

そこで、全国市長会など、大西市長が属する各種団体において、これまで平和や核兵器廃絶に関する声明などを出された事例を御紹介いただき、大西市長の今回のウクライナ問題も含め、平和に対する思いや決意を教えていただければと思います。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 平和をめぐる御質問にお答えいたします前に、まず冒頭、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に強く抗議いたしますとともに、犠牲になられた方々に哀悼の意を表します。

まず1点目のお尋ねについてでございますが、全国市長会においては、平成22年に核兵器の廃絶を求める決議を決定しております。また、平和首長会議においては、政府に対して、これまでも多くの要請を行っておりますが、直近では、昨年11月に、核兵器廃絶に向けた取組の推進についての要請文を提出しているところです。

次に、平和に対する私の思い、決意についてでございますが、戦後76年が過ぎ、戦争を体験した方々が減少していく中、戦争の悲惨さや平和の尊さについて、次の世代へ確実に引き継いでいくことは、私たちに課せられた重大な責務であると認識しております。特に、唯一の被爆国として、平和主義の理念を掲げる憲法を持つ我が国は、核兵器廃絶を世界の人々に訴え続けていかなければならない責務があると考えております。

私自身は、毎年、広島、長崎の平和記念式典等に参列し、犠牲者の御霊に哀悼の意を表するとともに、平和都市宣言を行った自治体の長として、核兵器廃絶に大いに賛同することから、平成27年2月に核兵器全面禁止のアピール、平成29年3月に広島、長崎の被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名に署名しております。

コロナ禍においては、式典への参列を控えざるを得ないなど、活動に制限はございますが、そのような中においても、若い方々にも関心を持っていただこうとSNS等を通じた発信を行っており、そうした地道な活動の大切さを感じているところです。

世界を見渡せば、冒頭、申し上げましたロシアによるウクライナ侵攻など、平和な社会の実現に向けて、厳しい状況が続いていると認識しております。私としては、今後も機会を捉え、平和の大切さや命の尊さに対する理解を深めますとともに、戦争の惨禍について、次の世代へ語り継ぐための取組を進め、恒久平和の実現に向けた努力を粘り強く行ってまいりたいと考えております。

〔14番 吉村健治議員 登壇〕

○吉村健治議員 お答えいただき、ありがとうございます。

大西市長の平和や核兵器廃絶に対する思いを聞くことができました。特に、ロシアによるウクライナに対する軍事侵攻に対し、市長としての抗議の意を表明されたことを心強く思うところであります。

去る1月、ロシアを含めた核保有5か国による核戦争を防ぎ、軍拡競争を避けることについての共同声明において、核戦争に勝者はなく、決して核戦争をしてはならな

いと宣言し、核拡散防止条約の義務を果たすと明確に世界に発信されましたが、その舌の根も乾かぬ間にロシアは先日、ウクライナに事前通告なしの軍事侵攻をただけではなく、プーチン大統領は、核の使用を示唆する発言を行いました。このことは、世界人類を破滅の危機にさらす言語道断の脅し、暴言であり、平和や核廃絶を求める世界中全ての人々の切なる願いを踏みにじる暴挙です。

また、この非常事態をこれ幸いと利用するかのごとく、米国の核兵器を日本領土内に配備し、共同運用する核共有を議論すべきと元総理がテレビ番組で発言したことは、日本が堅持し、国是である非核三原則を完全に無視し、唯一の被爆国のである日本人の発言とはいかんと信じがたく、到底許されることではありません。その発言に対し、被爆地、広島選出の岸田総理が国会答弁で、その点、選択肢はないと即座に否定したことは至極当然のことです。その考えが朝令暮改とならないことを願います。

世界平和首長会議の会長である、広島市長の松井一實さんも訴えておられます。核の話になると、必ず核抑止力の話になるが、まず、重要なのは、核抑止政策に頼る為政者の政策転換を促す環境設定であり、そのために為政者を選ぶ側の市民社会に平和意識を醸成し、核兵器は絶対悪であるという認識を市民社会の総意としていくことであり、平和意識の醸成に当たっては、あらゆる暴力を否定していく平和文化の振興が欠かせない。核兵器を使用することがあってはならないと被爆地の市長として強く訴えておられます。

私たちは、他人ごとではなく、我がこととして、共感、共鳴し、行動しなければならぬと思います。大西市長におかれては、3月1日、プーチン大統領宛てに、「ロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、国際社会の平和と秩序安全を脅かすとともに、人道的にも断じて容認できません。ここに、今回の軍事侵攻の犠牲となられた全ての方々に心より哀悼の意を表します。世界の恒久平和の達成を希求する平和都市宣言を行った本市としては、ロシア軍が直ちに撤退し、一刻も早く平和的解決がなされることをプーチン大統領に強く求めます」との抗議文を送付されました。

熊本市民の総意を表明したことは、私たちの熊本市長として誇りに思うところであります。1日も早くウクライナの皆さんの元に平和な日常が取り戻せるよう、お祈り申し上げます。

以上で、私が用意した一般質問を終わらせていただきます。最後になりましたが、新型コロナウイルス感染症やその他、事件、事故等で不幸にも亡くなられた方々、その御家族に深くお悔やみを申し上げます。

また、様々な理由で経済的、精神的に現在御苦労されている方々にお見舞いを申し上げますとともに、市議会議員として、微力ながら少しでもお力になれるよう、努力してまいることをお誓い申し上げ、私の一般質問を終わります。

御清聴いただきました方々全てにお礼を申し上げます。ありがとうございました。  
(拍手)

---

○原口亮志議長 この際、議事の都合により休憩いたします。

午前11時10分に再開いたします。

午前10時51分 休憩

---

午前11時10分 再開

○原口亮志議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○原口亮志議長 一般質問を続行いたします。

那須円議員の発言を許します。那須円議員。

〔36番 那須円議員 登壇 拍手〕

○那須円議員 皆さん、こんにちは。日本共産党熊本市議団の那須円です。

大西市政2期目、任期の最後の年を迎えました。私たち日本共産党市議団は、これまで桜町の再開発をはじめとして、大型開発への莫大な税金の投入の中止を求めるとともに、国民健康保険料の引下げや子供の医療費の負担軽減、さくらカードの改善など、市民の暮らしや福祉を支える予算の充実を求めてきました。

本日は、個別課題の質問を行う前に、私たちがこうした要望を行ってきた経済的な背景を改めて指摘するとともに、熊本市政の在り方、方向性について、最初にお尋ねいたします。

現在日本は、世界の先進国の中でも成長が低迷した特異な状況に置かれていることは御承知のとおりであります。アベノミクスは、大規模な金融緩和、積極的な財政出動、規制緩和による成長戦略という3本の矢が柱でした。しかし、蓋を開けてみれば、アベノミクスの9年間で大企業は内部留保、つまりはため込み資産を500兆円近くに増やし、富裕層の資産は6兆円から24兆円へと4倍にも増えました。一方で、労働者の実質賃金は、アベノミクス9年間で年間22万円も減少するなど、国民の生活はより一層厳しくなっています。

大企業への減税を推し進める一方で、雇用の非正規化、不安定化がより深刻になり、年金の引下げ、消費税の増税をはじめとする国民負担により消費が抑制されて、健全な経済活動が低迷した状況は、いまだ抜け出せていません。今、必要なことは、GDPの約6割という、最も大きな割合を占めている家計最終消費支出をどのように伸ばしていくかということであり、そのためには、家計を温める取組が必要であることは言うまでもありません。一人一人の住民の日常生活、雇用を支えていくことが大事でありますし、貧富の格差を解消し、普通に働けばまともな賃金が保証されること。年金、介護の水準を引き上げるなど、現在から将来にわたる不安を解消することが、消費の低迷を改善し、安心してものを消費することを促すことにつながります。

私は、低成長の政策を国が進める中で、地方自治体は、住民の暮らしを守る役割を果たさなければならないと考えます。しかし、大西市政のこれまでの取組は、再開発

など、大規模投資を続ける一方で、国保料、介護保険料の引上げ、公共施設の使用料の引上げ、児童育成クラブの値上げ、都市計画税の増税など、市民に大きな傷みを強いてきた政策も少なくありませんでした。

そこで、お尋ねいたしますが、家計消費が落ち込む中、市として、社会保障や暮らしに係る負担の軽減、市内中小零細企業への支援強化による雇用の確保など、直接家計を応援し、家計消費を促す対策が市政の政策の柱に据えられることが必要だと考えますが、いかがでしょうか、大西市長にお尋ねいたします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 私は、本市の目指すまちの姿、上質な生活都市を実現するためには、所得の向上や家計の安定を含め、一人一人が生活していく上で必要なものの質の向上を図ることが重要であると考えております。

そこで、2期目のマニフェストに最低賃金を上げるための環境整備を掲げ、企業誘致による投資の呼び込みや移住定住の促進、交流人口の増大による消費拡大策を展開するなど、地域経済の活性化に取り組んでまいりました。また、これまでの子ども医療費助成制度の拡充に加えまして、現在、御提案しております新年度からは、生活困窮者等への高校等進学支援金制度の創設を目指すなど、子育てにおける経済的な負担軽減を図ることとしております。

さらに、現下のコロナ禍においても、事業者の事業継続や雇用の安定を支援するため、5度にわたる家賃支援金や失業者等を雇用した企業への雇用奨励金の支給など、適時的確に対策を実施することで地域経済へのダメージの最小化を図っているところです。

今後とも、社会経済情勢の変化を踏まえつつ、市民の皆様の御意見を丁寧にお伺いしながら、課題の解決を図っていくことで、誰もが安心して暮らせる上質な生活都市の実現を目指してまいりたいと考えております。

〔36番 那須円議員 登壇〕

○那須円議員 今、上質な生活都市を目指すとして、様々な取組についての紹介がありました。しかし、先ほど述べたように、市民負担については、国政や県政の影響を除いても大西市長2期目の間に市民負担増、26億円と試算される都市計画税増税をはじめ、社会保険料、施設使用料、入園料、各種申請手数料など、頂いた資料の中だけでも78項目にわたっての負担増が実施されてきたのも事実であります。

企業の誘致にしても、そこで不安定な雇用が生まれていないのか、企業誘致が本当に市民の暮らしの豊かさにつながっているのか検証が必要です。また、中心市街地の交流人口増大に関わる答弁もありましたけれども、400億円を超える投資が本当に市民所得の向上や豊かさにつながっているのか、波及効果の検証なども改めて必要であると指摘しておきたいと思っております。

国においては、今年明けに75歳以上の方々の医療費を2倍化するなど、さらなる負担政策が進められようとしております。それぞれの市民の家計を応援することは、低

迷している家計消費を促して、健全な経済の発展に不可欠でありますし、将来的な税収増など、経済の好循環をつくっていくことにもつながります。市民の苦難軽減に、市としてもしっかりと向き合っていただき、取組を進めていただきますように強く要望しておきます。

次に、新型コロナウイルス感染症に関わりお尋ねいたします。

新型コロナウイルス感染症については、デルタ株からオミクロン株に置き換わり爆発的な感染拡大が発生いたしました。当初は、弱毒性との見方が一部ありましたが、感染傾向が若者から高齢者となる中で、1日当たりの死者数が過去最高を更新するなど、深刻な事態に至っています。順次お伺いいたしますけれども、ワクチン接種については、先日の代表質問において浜田議員の質問と重複することから要望に変えさせていただきます。

1回目、2回目にファイザー社ワクチンを接種した方が3回目にモデルナ社ワクチンを接種することに抵抗を感じていることがマスコミ等でも報道されております。先日の答弁では、ファイザー社ワクチンの予約が9割に対し、モデルナ社ワクチンの予約が7割となっていることも示されました。交接種の有効性も含めて、さらなる周知徹底に努めていただくように要望いたします。

また、ワクチン接種については、6波の感染拡大に追いつかず、後手後手の対応に追われたことも否めません。昨年12月6日、3回目のワクチン接種について、8か月を待たずにできる限り前倒しをすると表明した岸田政権でしたが、旧来の方針を今年1月7日まで放置し続けた責任は、厳しく問われなければなりません。早急なワクチン接種の準備を進めていた自治体を困惑させたばかりか、感染被害の拡大を招いた政府の対応については、地方自治体からも厳しい指摘を寄せていく必要があることを指摘しておきたいと思っております。

次に、PCR検査についてお尋ねいたします。

オミクロン株の拡大に伴い、これまでの感染とは比べものにならないほどの影響が保育施設や小中学校などの休園、学級閉鎖などの形で現れております。保育施設等の休園については、第6波、年明け2か月で199施設、小中学校等については117校と激増しています。保護者には、クラスに複数名の陽性者が出たので、明日から学級閉鎖となりますとのメールが入るのみであり、どのように濃厚接触者を特定し、どのような対応がなされたのか、全く分からない状況で自分の子供は大丈夫なのだろうか、いきなり学級閉鎖と言われても仕事が休めないなど、戸惑いと不安が広がっています。

こうした中で、1月27日付の教育委員会からの通知「新型コロナウイルス感染症に伴う学校における対応について」の中に、「これまで、学校における臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）の判断に当たっては、保健所の助言を踏まえて決定していましたが、保健所業務の逼迫により、保健所の助言を受けるまでに時間を要し、学級閉鎖等が長引く状況になっている」との記述がありました。

これまでは、陽性者が発生した場合には、保健所の指導の下で濃厚接触者を追跡、



特定し、PCR検査を実施、そして陽性者、濃厚接触者を隔離する中で、学級閉鎖などは僅かでありましたけれども、今回の通知においては、同一学級において複数の児童・生徒等、感染が判明した場合も学級閉鎖、感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合は、学級閉鎖など、以前までとの対応と異なり、濃厚接触者の追跡や検査の遅れが起こっていることが懸念されております。

また、熊本県が2月11日より、医師の判断によりPCR検査を行わなくとも臨床症状等をもって、みなし陽性と診断することができるという方針を打ち出し、本市においてもこれまで41人がみなし陽性者となっております。これらも必要な検査を行う人員体制や試薬等が不足していることを如実に示すものであります。

そこでお尋ねいたしますが、濃厚接触者の追跡や調査は十分にできているのでしょうか。行政検査のさらなる体制強化や拡充が必要だと考えますが、いかがでしょうか。続けてお尋ねいたします。

全国的に検査体制が追いついていない都市が少なくない中で、根室市では、感染の疑いのある市民に無料で検査キットを配布しています。無料の抗原検査キットは、職場や学校などで感染者と接触し、感染の可能性があると認められた市民が対象で、根室市の職員が自宅などに無料で届けております。根室市の担当者は、「感染している可能性がある方たちに対して、抗原検査キットをお配りして、まずは市中の感染拡大の未然防止を図ること。そして抗原検査キットを受け取ることによって、その方たちの不安を少しでも和らげるようにと配布に至った」と取組の意義について語っております。

そこでお尋ねいたしますが、根室市のように、感染の疑いのある市民の中で、早急なPCR検査ができない方々に、抗原検査キットの無料配布はできないでしょうか。また、子供を持つ保護者からは、せき、鼻水など、症状が出たときにコロナではないかと心配である。簡易に検査ができるキットがあればとの意見も多く聞きます。子供を持つ保護者で、希望する世帯に抗原検査キットの配布をしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。健康福祉局長にお尋ねいたします。

〔石櫃仁美健康福祉局長 登壇〕

○石櫃仁美健康福祉局長 初めに、濃厚接触者及び検査につきましては、小中学校や保育所などの施設におきまして、感染が確認された場合には、陽性者や保護者の方への聞き取りに加え、施設に濃厚接触者等のリストの提出を依頼するなど、疫学調査に基づき、濃厚接触者の特定を行っているところでございます。

第6波におきましては、感染者の急増により、疫学調査から検査調整までに遅れが生じる状況となりましたことから、直ちに保健所体制を強化いたしまして、さらに学校など、クラスターの発生リスクが高い施設への疫学調査の重点化や施設ごとのクラスター対策チームを編成することで、速やかな濃厚接触者の把握や必要な検査の実施につなげているところでございます。

なお、検査につきましては、民間検査機関等に加え、医療機関におきましても、濃厚接触者に対して、それぞれの医師の御判断により、積極的に検査を行っていただくなど、感染ピーク時におきましても遅れることなく必要な検査を行うことができいております。

最後に、希望者の方への抗原定性検査キットの配布につきましては、考えておりませんが、これまでも濃厚接触者に関わらず、僅かでも症状がある場合には、医療機関への受診を御案内し、適宜、検査が行われており、必要な対応はできているものと考えております。

〔36番 那須円議員 登壇〕

○那須円議員 PCR検査については、ピーク時でも遅れることなく検査ができているとの答弁でありましたが、感染者が急増した場合には、疫学調査、つまりは濃厚接触者の特定を行い、検査につなげていくところに遅れが生じたという課題も答弁で述べられました。しっかりと総括を行いながら、必要な人員や検査機器などの確保をお願いしたいと思います。

また、簡易検査キットについては、クラスターが発生し、感染拡大が今なお起きている学校施設等への検査キットの配布の拡充等に早急に取り組んでいただきますように要望しておきたいと思います。

次に、小学校休業等対応助成金についてお尋ねいたします。

コロナの影響で小学校、保育園が休業した際に、育児のための保護者の休業を補償する小学校休業等対応助成金について、企業から申請や協力を断られて活用できない事例がたくさん起きているとの実態が国会審議においても明らかになりました。同助成金は、企業が利用しない場合は、労働局が企業に働きかけることとなります。個人申請でも事業主が休業と認め、協力しなければ支給されませんでした。

その後、条件緩和がなされましたけれども、制度そのものの周知はまだ進んでいません。国会審議の中でもこの制度について、1割の企業が対応できていない実態が明らかになりました。熊本市の実態はどうなっているのでしょうか。私自身も調べてみましたけれども、具体的な実態の把握はできませんでしたので、他都市の事例を紹介いたします。

人口4万人弱の滋賀県米原市では、国の制度で申請できなかった人が対象となる制度があり、つまり国の制度に漏れた人を対象にした制度があって、昨年度は71人、今年度は17人が利用しています。つまりは、小学校休業等対応助成金制度が使えなかった方が4万人人口の都市において、昨年、今年で88名いらっしゃるようになります。

米原市との人口比で単純に計算すれば、熊本市においても昨年度、今年度で1,600人を超える規模で小学校休業等対応助成金を利用できていない実態が想定されます。まずは、熊本市の実態を把握し、同助成制度につなげる支援を行うこと。また、支援できない方への市独自の支援を行うべきだと考えますが、いかがでしょうか。

また、同助成金の対象は保育園、小学校、学童保育、特別支援学校などとなってい

るために、中学生、高校生を持つ家庭において、新型コロナウイルス感染症を発症した子供を家に1人残すことに不安を感じ、仕事を休んでいる保護者もいらっしゃいます。こうした家庭への独自の支援が必要ではないでしょうか。

次に、事業者への支援についてお尋ねいたします。

飲食業以外にも、まん延防止等特別措置期間で、人流が減少したことにより、例えば、アパレル関係や雑貨販売など多くの業種で現在、売上げが減少し経営が逼迫している状況です。国は、経営復活補助金を行っていますけれども、個人事業主は最大50万円となっており、飲食店への支援に比べると僅かな支援にとどまっている状況です。

そこで、お尋ねいたしますけれども、飲食店及び市内事業者の経営実態をどのようにつかんでおられるのでしょうか。また、売上げの減少した業者に対し、市独自の支援を具体化すべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、非課税世帯への給付金についてお尋ねいたします。

同制度は、住民票により世帯ごとに10万円が支給される仕組みです。こうした中で、住居も別々になっており、おのおので生活を送っているけれども、住民票上の世帯が同一世帯となっているため、片方には支給されないケースが発生しています。制度の目的は生活が厳しい世帯への支援であるはずですが、基準日の12月10日時点で、住民票上は同一世帯であっても、生計を別々としていることが確認できる世帯、例えば、生活保護でケースワーカーが把握している世帯などについては、おのおのに給付金が支給できるよう、国に働きかけを行ってほしいと考えますが、いかがでしょうか。

以上、関係局長にお尋ねいたします。

〔田上聖子経済観光局長 登壇〕

○田上聖子経済観光局長 まず、小学校等の休業に対する保護者への支援についてお答えいたします。

小学校休業等対応助成金の利用状況について、労働局に確認いたしましたところ、令和4年2月18日時点で、全国の累計は支給決定件数約17万3,000件、支給決定額614億7,000万円となっており、都道府県や市町村ごとの件数は、現時点では公表していないとのことでございました。

このような中、本市では、ホームページや中小企業向けガイドブックへの掲載をはじめ、経済団体への周知等を通じて、本制度の普及啓発に取り組んでいるところでございます。今後とも、これらの制度を一人でも多くの方に利用していただけるよう、LINE等のSNSを活用した広報や社会保険労務士による労働相談体制の強化に努めてまいります。

また、議員御提案の陽性となった中学生、高校生の保護者に対する支援をはじめとした独自の支援策につきましては、今後の感染状況やニーズ等を把握しながら必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響により、業績が悪化した事業者に対する支援についてお答えいたします。

市内事業者の経営実態につきましては、これまで、業況や雇用状況に関わる調査をはじめ、経済団体との意見交換や事業者へのヒアリング等により随時把握しているところでございます。それを踏まえまして、本市は、家賃支援や飲食店取引事業者に対する支援など、様々な独自策を実施してきたところでございます。引き続き、事業者の経営実態やニーズを丁寧に把握した上で、国に対して必要な財源措置を要望し、確実に財源を確保しながら本市独自の支援策を検討してまいります。

〔石櫃仁美健康福祉局長 登壇〕

○石櫃仁美健康福祉局長 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金は、支給のための経費全額が国庫補助金で賄われる事業でございますことから、国が示しております支給要領等に基づき実施しているところでございます。

この給付金は世帯ごとに10万円を支給するものでございますが、議員御案内の住民基本台帳と居住実態が異なるケースにつきましては、国が作成いたしましたQ&Aにおいて、世帯の判定は原則、住民基本台帳上の世帯で判断すると明記されておりました、本市といたしましては、これに従い世帯の判定を行っているところでございます。

国に対する働きかけにつきましては、給付金の事務処理に当たりまして、判断に迷う場合や問題が生じた場合など、随時国に相談し、対応を協議しておりますことから、その中で、実情をお伝えしてまいりたいと考えております。

〔36番 那須円議員 登壇〕

○那須円議員 小学校休業等対応助成金制度については、制度改正により、労働者が直接申請できるようになりました。しかし、5波が猛威を振るった昨年4月から12月までの期間で申請できなかった方が、この期間に遡及して申請するためには、今月3月末が申請期限となっているなど、課題もあります。周知の徹底をお願いいたします。

新型コロナ感染症にかかった中学生、高校生を1人家に残し、仕事に行かざるを得ない状況は、保護者にとって大変つらいものがあります。独自の取組を検討していただきますようお願いいたします。

事業者の支援については、県の上乗せもなされると聞いているところでありますけれども、年間売上げ、例えば1億円以下で売上げ50%減のとき、一律100万円など、非常にざっくりとした制度設計で、実態に見合っておりません。国・県と一体でさらなる支援を実施していただきたいと思っております。

非課税世帯への給付金についてですが、生活が厳しい世帯にとっては、切実な支援制度です。保護費削減でぎりぎりの生活、10年間、洋服を買っていない、もう一度給付金は出るだろうか、こうした切実な声も我々のところには寄せられています。生計も別々、ただ、住民票上が同一の世帯となっているために、給付金を受け取れない、こうした方の思いに寄り添い、国に実情を伝えていくとのことでしたので、よろしくをお願いいたします。

次に、市長の公約についてお尋ねいたします。

1点目は、給付型奨学金についてであります。市長のマニフェスト9番目には、未

来の熊本市の中核を担う人材の育成、確保のため、返還不要の市独自の奨学金制度を設けますと掲げられております。給付型奨学金制度の実施については、これまでも求めてまいりました。学生の2人に1人が奨学金を借りなければならず、返済が必要な貸与型を借りた場合は、卒業後の返済額は1人平均約300万円に上ります。雇用と収入が不安定で、奨学金を返済できないという人が、増えるとともに、今、サラ金並の厳しい取立て、訴訟なども若者を追い詰めている状況です。

それに加えて、コロナ禍による休業や時短が、シフト制で働く学生アルバイトを直撃して、多くの学生が食事に事欠くような困窮状態に今、突き落とされております。文科省の調査によると、2021年4月から8月にコロナを理由に大学や短大を中退した学生が701人、前年同期の1.8倍に。コロナを理由にし、休学した人は4,418人、前年同期比で1.6倍に拡大しています。学生への支援が今ほど求められているときはありません。

新年度予算において、高校進学者に対する入学準備金1人当たり4万円の支給が提案されています。経済的に困窮している世帯への進学支援については、大いに賛同し、評価できるものです。しかし今、奨学金返済については、奨学金を借りている学生の65%が将来返済に「大いに不安」、「多少不安」と回答しています。

現在、政令市の中で、給付型奨学金制度を実施している都市は12市あります。対象者数や奨学金の金額など、様々ですので単純に比較はできないものの、入学準備金のみならず、毎月の奨学金が支給されている自治体、また大学生を対象にしている自治体もあります。

そこで、お尋ねいたしますけれども、給付型奨学金については、入学準備金に加え、在学中の継続的な支援を行うこと、そして、大学生も対象にすることなど、拡充が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

次に、市長の公約55番目に、がん検診を完全無料化し、受診率の向上を図る等、予防医療を積極的に推進しますと掲げられております。こうした公約の下、2019年度より70歳以上のがん検診は無料となり、無料化前の2018年に2万6,526人であった検診受診者は、無料となった2019年には3万1,755人と2割も受診が増えている状況です。70歳以上の無料化により検診受診率は改善していることははっきりと示されております。全ての年齢を対象にがん検診の完全無料化を実施すべきだと考えますが、いかがでしょうか、大西市長の答弁をお願いいたします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 今回、御提案しております高校等進学支援金制度は、生活保護受給世帯や住民税非課税世帯で高校等への進学予定者に、入学時に必要な費用の一部としていただくことを目的として、1人4万円を支給する制度としております。支給額については、私立高校では、入学時に全員が購入する学用品等の費用が約4万円であることを参考としております。

また、就学援助の支給は、中学校卒業で終了する一方、生活困窮世帯の多くが給付

を受けている熊本県奨学のための給付金は、入学後、支給までに半年程度かかります。そのため、支援が一番必要とされます入学前の時期に支給できるよう、対象を高校等への進学予定者としたものでございます。

この高校等進学支援金制度を円滑に実施し、未来の熊本市の中核を担う人材の育成に取り組みますとともに、一人一人の可能性をさらに広げ、それぞれの夢の実現につながるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、がん検診の無料化についてでございますが、本市では、冬期における大腸がん郵送検診や個別受診勧奨の拡充、胃内視鏡検査の導入など、様々な取組を進めておりまして、受診率はおおむね向上し、特に、乳がん、子宮頸がん検診においては、取組開始前よりも高い水準まで改善しております。

しかしながら、令和2年度は、肺がん、大腸がん検診の受診率は低下し、特に肺がん検診の受診者は約2割減少しているところであり、これは、新型コロナウイルスの感染拡大による受診控え等の影響を受けたものと考えております。

このため、令和4年度は、コロナ禍においても市民の皆様が安心して受診できる環境整備の一環として、これまで地域を検診車が巡回する集団健診のみで行ってきた肺がん検診に、新たに、身近なかかりつけ医での個別検診を導入するための予算を計上しているところです。がん検診の無料化については、既に令和元年度から70歳以上の方を対象に開始したところであり、その後の受診率やがんの発見率の推移等、効果を検証するとともに、他の世代の方の検診ニーズ等の把握に努め、検討してまいりたいと考えております。

〔36番 那須円議員 登壇〕

○那須円議員 給付型奨学金について、市独自に提案されたことは大いに評価します。

しかし、指摘したように、在学中の継続的な給付や大学生への拡大などにも今後取り組んでいただきたいと思います。財源についても、取組に賛同する個人や企業、財団などからの寄附で確保している自治体もあります。参考にしながら、給付型奨学金の拡充をお願いしたいと思います。

がん検診の完全無料化については、他の世代の検診ニーズ等に努めるとの答弁で、実施についての答弁ではありませんでした。検診ニーズについては、既に市が調査を行っております。がん検診を受診しない理由として、最も多いのが「いつでも医療機関を受診できるから」が29.2%、「時間が取れないから」が25.8%、そして「費用がかかるから」と答えた方も23.3%いらっしゃいます。

このがん検診完全無料化は、市長の公約であります。自ら掲げた公約実現に白旗を上げるのではなくて、せめて任期ぎりぎりまで実現を追求していただきたいと思います。強く要望を申し上げます。

次に、公民館の生涯学習についてお尋ねいたします。

熊本市は、昨年、公設公民館で行っている自主講座とサークル、同好会の運用見直しを提案いたしました。自主講座は、公民館で開設希望者を募り、実施しているもの

であります。公民館の部屋を年間で確保し、開設基準に沿った運営が行われています。こうした中で、現在、自主講座、サークル、同好会に分かれている学習活動を生涯学習サークルとして、一まとまりにまとめて、全ての団体が4か月前から部屋の予約をするとの運用見直しが提案されています。

これまで、利用者に向けた説明会が行われてきましたが、自主講座を継続してほしいという意見や学習機会の確保を講師との連携調整の見通しが立たなくなる、こうした意見、そして十分な議論や説明もなく、拙速であるとの意見が出されて、市は令和4年度を移行期間とし、令和5年度から運用変更を行おうとしています。

改めて、公民館で行われる生涯学習については、社会教育法第3条で、社会教育における自治体の任務について、「全ての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して文化的教養を高め得る環境を醸成するように努めなければならない」と規定されております。これまで、自主講座が公民館の部屋を年間で確保してきた背景には、講師の確保であったり、受講生の参加の確保であったり、継続的な学習期間の確保であったり、法律の目的に沿った活動を保障するために行われてきたことであります。拙速な議論で運用見直しを図れば、自主講座開催そのものが困難となり、生涯学習の裾野を広げるどころか、狭める可能性も否定できません。

私は、市内のある公設公民館の今年度の自主講座の使用状況について、住民の方から伺いました。A、B、Cの教室の利用については、午前中で2割から3割、午後は1割から3割の使用率であり、夜間の利用はありません。ホールの利用も午前、午後で5割弱、夜間は利用なしとなっています。また、自主講座の多くは、平日の午前、午後が開かれており、土日の利用は7%ほどしかありません。全ての市民へ社会教育の機会が提供されなければならないことは言うまでもありません。

サークル、同好会等の活動についても日程の調整等を丁寧に進めていくこと。自主講座の講座として位置づけ、同様の活動の場を保障、確保していくことなど、これまでの仕組みを維持して、生涯学習の裾野を広げることは可能であると考えます。

そこで、お尋ねいたしますけれども、今回の公設公民館の運用見直しについては、撤回して、利用者の声を丁寧に聞くとともに、自主講座の活動をしっかりと保障しながら、課題を解決するという姿勢が必要だと思っておりますが、いかがでしょうか。文化市民局長にお尋ねいたします。

〔横田健一文化市民局長 登壇〕

○横田健一文化市民局長 公設公民館につきましては、生涯学習機能の向上を図るとともに「学び」と活動の循環による地域課題の解決や担い手づくりを推進するまちづくりの推進拠点として位置づけ、誰もが積極的に活用できる新しい公民館を目指し、利用者アンケートなどを通じて市民や利用者の声を聞き、課題を整理した上で、現在、見直しを進めているところでございます。

御質問の自主講座につきましては、これまで、生涯学習の裾野を広げることを目的として、新規の方を優先することを前提に、開設期間を1年間に限定して、公民館の

部屋の確保などの支援を行ってまいりました。

しかし、現状としては、利用者数、利用件数ともに年々減少しており、その利用者につきましても、新規の方は少なく、経験者が多数を占めている現状であり、生涯学習の裾野を広げるといふ、本来の目的に沿わなくなっていることから、見直す必要があると考えているところでございます。

この見直しの趣旨については、各公設公民館などで説明会を開催するなど、これまでも御意見を聞く機会を設けてきたところでありますが、コロナ禍の影響もあり、利用者に十分に伝わっていないところもあると認識いたしております。

そのため、「公民館版市長とドンドン語ろう！」の開催など、今後も利用者の皆様の御意見を聞きながら、自主講座の見直しの趣旨も踏まえつつ、検討を進め、公民館利用者の皆様に納得いただけるよう、より丁寧な説明を行ってまいります。

〔36番 那須円議員 登壇〕

○那須円議員 この課題については、行政の方針を上から押しつけるということは絶対に行わないようにしてほしいと思います。最後の答弁であったように、公民館利用者の皆様が納得がいくよう、解決を図っていくという答弁でありましたので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

また、公民館の利用者や利用件数が減少しているとの答弁がありました。公民館の利活用状況を見てみると、夜間の利用、そして土日の利用が非常に低い状況です。生涯学習は高齢者のみが行うものではありませんので、働いている現役世代や学生などへの働きかけやきっかけづくりを行うなど、裾野を広げる取組を進めていただきますようお願いし、次の質問に移ります。

次は、国民健康保険料について。今回は特に、収入のない子供にかかる均等割の減免制度についてお尋ねいたします。

これまで、何度も取り上げてきましたけれども、国民健康保険における1人当たりにかかる均等割は4万4,700円と負担が重く、収入や所得に関係なく課せられる人頭税のようなものであり、特に収入のない子供を持つ家庭にとっては、保険料の負担を重くしている大きな原因となっています。私がこれまで、18歳までの子供にかかる均等割の3割減免を行っている仙台市、そして全額免除としている熊本県の芦北町の例などを示してきましたが、本市の取組は改善してきませんでした。

こうした中で、国は、来年度より就学前の子供の均等割の半分を減免する予算措置を行いました。均等割の課題や問題点を国自身も認めたこと、そして、市としても国に要望を上げていただいたことが、こうした結果につながったのだと思います。

しかし、なぜ区切りが就学前となっているのか、私自身は理解に苦しんでいます。子供が小学生になれば、世帯の所得が自動的に増えるわけではありません。私は、国の減免に加えて、小学生から18歳までの均等割減免について、市が取り組むべきだと考えますが、そこで、お尋ねいたします。

小学生から18歳までの均等割の半額を減免するために必要な予算は幾らになるでし



ようか。収入のない子供にかかる均等割の負担を軽減するためにも、小学生から18歳までの均等割の減免制度を市として実施するべきではないでしょうか。大西市長にお尋ねいたします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 小学生から18歳までの均等割保険料を半額減免するためには、毎年度約2億5,000万円の財源が必要となります。これは経営基盤が脆弱な国民健康保険会計にとり、多大な負担となることから、実施は困難でございます。

これまで、本市では、全国市長会等において、子育て世帯のさらなる負担軽減の観点から、対象となる年齢の拡大や軽減割合の引上げ等、制度の拡充を図ることを継続的に要望しており、今後とも国に対し、強く要望してまいりたいと考えております。

〔36番 那須円議員 登壇〕

○那須円議員 今、実施が困難で、理由は国保会計の経済基盤が脆弱であるからとの答弁でありましたけれども、ここで、やはり引き下がるわけにはまいりません。

経営基盤が脆弱な国保会計というふうに答弁がありましたので、改めて健康福祉局長にお尋ねいたしますけれども、現在の国保会計の累積収支はどのようになっているのでしょうか。

また、国保会計の赤字補填を目的とした一般会計繰入れについては、行わないように、国からの指導があると思います。しかし、今回の子供の均等割の減免について、地方自治体が拡充を行うために、国保会計へ繰入れを行うことについて、国はどのような見解を持っているのでしょうか、お答えいただけますでしょうか。

〔石櫃仁美健康福祉局長 登壇〕

○石櫃仁美健康福祉局長 令和2年度の国民健康保険会計決算額は3億9,000万円の黒字であり、累積収支としては、27年ぶりの黒字となったところでございます。しかしながら、高齢化が今後さらに進展する中で、国保財政は予断を許さない状況が続くものと考えております。

なお、子供の均等割減免のための法定外一般会計の繰入れの実施につきましては、国からの見解は示されておりません。

〔36番 那須円議員 登壇〕

○那須円議員 今、局長から国保会計は3億9,000万円の黒字ということで、長年、課題であった累積赤字の解消が図られました。そして、一般会計からの繰入れについても、国は特に見解を示していない、つまりは、赤字を減らすための繰入れについては行ってはいけないというふうな見解を国は持っていますけれども、減免制度の拡充については、一般会計からの支援ができるということだと思います。

熊本市のこの国保の均等割は、ほかの医療制度にはない特別な制度なんですね。例えば、双子が生まれれば、9万円、収入が増えないのに一気に保険料は上がる。三つ子が生まれれば、15万円ぐらい一気に保険料は上がる。こういう多子世帯、収入のない子供を持つ世帯が非常にこの国保料に苦しんでいます。

冒頭述べたように、こうした社会保障に関わる負担の軽減を少しでも市として進めたい。必要な財源は2億5,000万円ということでありました。億単位の支援が、コロナ禍で収入が減った桜町のホールなんかには、赤字補填という形で支援されているような状況もあります。こうした家庭への18歳までの子供の均等割の減免について、例えば、負担割合であったり、年齢の区切りをどこにするか、それぞれ細かな設定はあると思いますけれども、ぜひ前向きに検討していただけないでしょうか。大西市長に再度答弁をお願いしたいと思います。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 繰り返しになりますけれども、小学生以上18歳以下の子供の均等割減免措置の実施は、経営基盤が脆弱な国民健康保険会計にとり、多大な負担となりますことから、実施は困難であるというふうに考えております。

ただ、対象となる年齢の拡大、あるいは軽減割合の引上げ等、制度の充実を図ることを継続的に国に対して要望してまいりたいと考えております。

〔36番 那須円議員 登壇〕

○那須円議員 同じ答弁でありましたけれども、国に対しての要望は引き続き取り組んでいただきたいと思いますけれども、市がどれだけこうした苦しみに関心を寄せるかということが問われているということを改めて申し上げておきたいと思います。

最後に、地球温暖化対策についてお尋ねいたします。

現在熊本市は、都市圏18市町村において、熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガスの排出を2050年までに実質ゼロとする目標を掲げて、取組を進めています。本市において、まずは行政自身がこうした取組の先頭に立って、市民協働の取組、民間との連携も含めた取組につなげていく必要があると思います。

そこで、お尋ねいたします。まず、公共施設、学校等も含めて、こうした公共施設への太陽光や蓄電池の設置など、再生可能エネルギーの確保とともに高効率、省エネルギー設備の推進を進めて、熊本市として、市が消費する電力は再エネで100%賄う、このことを年次目標を立てて実現するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

2点目は、どのように低炭素社会を実現していくかについては、地域の地形や都市構造などによって変わってくるものであります。熊本市として、住民参加で取り組むことができ、雇用創出効果が高い取組が太陽光など、再生エネルギー機器の普及、ZEHなど、高断熱建築の普及だと考えます。

しかしながら、本年度の取組を見ますと、4月に熊本市の省エネルギー機器等導入推進事業補助金について、ホームページでお知らせがあった後、僅か2か月後、6月には太陽光発電設備の補助金受付の終了、そして同じ2か月後、6月には蓄電池の補助金受付終了、その他、省エネ家電、ZEH、エネファームなどに対する取組も年内、年末を待たずに申込みが上限に達して受付が終了となっております。こうした省エネ機器や住宅、再生エネルギー機器の普及に対する予算を抜本的に拡充し、普及を図るべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、熊本市版市民会議の取組についてお尋ねいたします。

2015年にパリ協定が結ばれて、急速に世界で脱炭素社会に向けた取組が進められております。特にヨーロッパでは、政府や政治家、専門家、民間NGOといった、これまでのメインの政策プレイヤーだけではなくて、市民を巻き込んだ取組、気候市民会議が広がっており、中でもフランスでは、全国から無作為に抽出された150人が2019年10月から2020年6月の7回の週末に議論を重ねて、短距離航空便の廃止や熱効率の悪い住宅の賃貸禁止、環境の大量破壊「エコサイド」の罰則化など、6つのテーマにまたがって、149の提言を大統領に提出し、2021年から議会で審議が進められています。

日本においても、こうした取組が進められており、政令指定都市でいえば、札幌市の気候市民会議さっぽろ、川崎市の脱炭素かわさき市民会議において、市民を巻き込んだ議論が行われ、行政に対して提言を提出しています。川崎市の脱炭素かわさき市民会議の取組では、無作為に選ばれた3,000人余りの市民の市内の有権者に会議参加を呼びかけた後、手を挙げた市民の中から男女比、年齢構成、住所区等の調整を経て、75名の市民から成る脱炭素かわさき市民会議が立ち上がりました。

会議は2021年5月から10月まで計6回、毎回4時間にわたって議論がなされています。専門家からのレクチャーやアドバイスに支えられながら、討議を積み重ねてきた結果を集約し、「脱炭素かわさき市民会議からの提案 2050年脱炭素かわさきの実現に向けて」と題して、提言を発表しております。同様の取組が札幌市でも行われている状況です。

熊本市においても、川崎市や札幌市で行っている脱炭素市民会議の取組を進められるように支援を行ってほしいと思いますが、いかがでしょうか、市長にお尋ね申し上げます。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 地球温暖化対策の推進に関する法律においては、2050年までの脱炭素社会の実現が基本理念として位置づけられており、その実現に向け、あらゆる主体が再生可能エネルギーの導入等に積極的に取り組む必要がある中、特に地方自治体は、率先的に行動することが重要であります。

そこで、熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画においては、重点取組の一つとして、公共施設における率先した省エネ・蓄エネ・再エネの推進を掲げており、本年度はその具体化に向けた調査を行ったところです。

本市では、現在、市有施設において、太陽光発電設備や大型蓄電池の設置、照明のLED化などを行っているところであり、今後もこれらの取組をさらに推進するとともに、本年度行いました調査結果も踏まえ、電力使用に伴う温室効果ガス排出ゼロの早期達成を目指してまいります。

次に、省エネ機器等の普及についてでございますが、本市が行っている省エネルギー機器等の導入に係る補助については、より多くの皆様が活用できるよう、これまで

も対象機器や金額の見直しを行い、各年度の合計補助件数を増やしてきたところですが、今後も省エネルギー機器等の普及に向けて、適宜見直しを行ってまいります。

最後に、脱炭素市民会議についてですが、地球温暖化対策の推進に当たっては、住民や事業者の皆様など、幅広い主体に積極的に御参加いただくことが重要です。そこで、熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画の進行管理に当たっては、学識経験者や事業者、住民、行政による協議会を設置し、様々な立場から御意見をいただくこととしておりますほか、昨年11月には、住民や事業者の皆様を対象としたシンポジウムを開催したところです。

今後も、住民や事業者の皆様の御意見を伺うための機会の創出を図るとともに、地球温暖化対策に関する分かりやすい情報発信に努めてまいります。

〔36番 那須円議員 登壇〕

○那須円議員 御答弁いただき、ありがとうございました。

3番目の脱炭素市民会議の取組については、今、事業者や市民、行政の各委員による協議会を設置して様々な立場から意見を聞くというような答弁がありました。この市民を巻き込んだ脱炭素の市民会議の特徴は、なかなか行政の立場から言えなかったり、議会でもいろいろな立場の議員がいますけれども、なかなか議会から本音の意見が言えなかったり、事業者からも本音の意見が言えなかったりする中で、市民の屈託ない意見を様々な取組の賛成派、反対派も含めて、議論を行いながら今何が必要なのかをまとめていくという、大切な取組が行われていますので、こうした市民の行動など起こった際には、ぜひ援助をお願いしたいというふうに思います。

地球温暖化問題については、2030年までの取組いかにかかっていると思います。ある程度、温暖化が進んだ後、慌てて引き返そうとしても、もう後戻りができない、それが温暖化の最も怖いところであり、今、2030年までに早急な取組が求められています。連携中枢都市の脱炭素の削減目標の上げはもちろんですけれども、市民を巻き込んだ議論など、でき得る対策を行っていただくようお願い申し上げます。

以上で、一般質問を終えたいと思います。御清聴いただきました全ての皆様に感謝を述べ、一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

---

○原口亮志議長 この際、議事の都合により休憩いたします。

午後2時に再開いたします。

午後 0時10分 休憩

---

午後 2時00分 再開

○原口亮志議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○原口亮志議長 一般質問を続行いたします。

平江透議員の発言を許します。平江透議員。

〔9番 平江透議員 登壇 拍手〕

○平江透議員 皆様こんにちは。熊本自由民主党市議団の平江透でございます。

本日は先輩議員、同僚議員にはこのような質問の機会を与えていただきまして、誠にありがとうございました。早速通告に従いまして質問に入らせていただきます。

まず初めに、中学校における武道教育についてお尋ねいたします。

私が中学生の頃、昭和40年から50年代になりますが、当時は武道という名称ではなく、格技という名称で運動場の隅地にありました土俵で、相撲の授業が行われていたことを覚えております。そのとき指導された先生は体操競技を専門にされた方で、部活動では体操部の顧問をされておられました。格技という名称が武道に変更されたのは、平成元年に告示された学習指導要領によると伺っております。

平成18年の教育基本法の改正では、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことが教育目標の一つとして示されました。また、平成19年に改正された学校教育法では、我が国と郷土の現状と歴史について正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことと定められ、グローバル化が進む国際社会の中で、日本の伝統文化を尊重した教育が求められるようになりました。

このような背景の下で伝統や文化を継承、発展させるための教育を具現化するため、平成20年の中央教育審議会の答申で中学校での保健体育科における武道について、その学習を通じて我が国固有の伝統と文化に、より一層触れることができるよう指導の在り方を改善するとの基本方針が示されました。これを受けた同年の中学校の学習指導要領で、全ての生徒に履修させることが求められるようになりました。同時に指導内容にも伝統的な行動の仕方、伝統的な考え方などが示され、武道を通じた伝統教育への志向が明確になりました。

今述べましたような経緯の下、平成24年には中学校教育において武道の必修化が始まりました。中学校教育において武道が必修化されて10年となりますが、本市における武道教育の現状についてお尋ねいたします。

まず、武道には柔道、剣道、相撲などいろいろな種目がありますが、本市の中学校における授業ではどの種目を実施されているのか、種目ごとの実施状況をお尋ねいたします。

次に、授業環境についてお尋ねいたします。

授業の実施場所は安全面からも極めて重要であります。本市全ての中学校の中で何校が武道場を有しているのか。また、武道場を有していない学校についてはどこで授業を行っているのか。例えば体育館を使用しているとか、教室を使用しているとか、ほかの学校や地域の施設を使用しているとかなどの、授業環境の現状をお尋ねいたし

ます。

続きまして、武道の指導体制についてお尋ねいたします。

武道の授業を指導される先生方は武道の経験のある方、経験のない方がおられると思いますが、武道を指導する上で十分な指導力を備えているのか。また、全ての中学校において指導者の配置など、指導体制は確保できているのか。

以上、教育長にお尋ねいたします。

〔遠藤洋路教育長 登壇〕

○遠藤洋路教育長 中学校における武道教育について3点お答えいたします。

1点目の種目の実施状況ですが、今年度における武道の実施校数は特別支援学校、分校を含めた市立中学校44校中柔道が17校、剣道が26校、相撲が1校、空手道が1校であり、うち1校は柔道と剣道の2種目を行っております。

次に授業環境ですが、武道場を有している中学校は21校です。武道場を有していない中学校23校は、体育館で授業を実施しております。そのうち1校は体育館が建設中であるため、運動場で剣道を実施しております。

3点目に指導体制ですが、柔道を実施している17校中13校、剣道を実施している26校中14校において、有段者や審判免許を持つ教員が指導を行っております。専門的な武道経験が少ない教員もいることから、全ての中学校から参加する実技講習会や指導主事等による訪問支援を行っております。

〔9番 平江透議員 登壇〕

○平江透議員 今、教育長から種目ごとの実施状況、授業環境、指導体制について御答弁いただきました。

武道は、礼に始まり礼に終わると言われるように礼法を重視しております。私も武道の一つである柔道の経験があり、地元で長年にわたって子供たちに柔道を指導しております。令和元年のNHK大河ドラマ「いだてん」にも登場しておられた嘉納治五郎氏が柔道の創始者であり、関係者の尽力により昭和39年の東京オリンピックから柔道は正式競技となりました。

今や柔道は世界中に広まっており、日本の柔道人口が16万人に対して、令和元年、本市から市長、議長はじめ視察のため訪問されたフランスの柔道人口は56万人と、日本の約4倍という多くのフランス人が柔道を学んでおります。学んでいる人の中での75%が10代の子供たちで、フランス柔道連盟は道徳的、教育的指導を重視していると伺っております。このように海外に普及しておりますが、技の名称やルールでは、始め、一本、礼、それまで、というように日本語がそのまま使われているものが多くあります。

ここでまた質問させていただきます。

武道の必修化から10年となりますが、武道を通じた教育効果についてどのように捉えておられるのかお尋ねいたします。

最後に、授業中のけが、事故の状況等についてお尋ねいたします。

武道は対人競技であり、相手との攻撃、防御を通じて心と体を鍛錬する特性がございます。しかし、一方ではけがも心配され、授業中の事故も発生していると伺っております。そこで、武道の授業における事故の状況とその安全対策について、本市ではどのように取り組んでおられるのか。

以上2点、教育長にお尋ねいたします。

〔遠藤洋路教育長 登壇〕

○遠藤洋路教育長 武道について引き続き2点お答えいたします。

1点目の教育効果です。

武道は技を身につけ、相手と攻防する楽しさを味わい、相手を尊重する礼の考え方を学習することで人間形成につながるものです。また、武道という我が国固有の伝統文化に触れることで、そのよさに気づくことができると考えております。

武道が必修化され10年になりますが、実際、学校においては武道を学んだ後、日本の伝統文化に興味を持ったり、学んだ礼節を生活の中に生かしたりする姿が見られております。

次に、事故の状況と安全対策です。

最近5年間においては授業中のけが、事故等として3件の報告を受けております。これらは柔道における足首の捻挫、足が偶然目に当たったことによる目の負傷、押し相撲で倒された際に上に乗られたことによる鎖骨の骨折となっております。

今後も安全に武道教育を行えるよう、全ての中学校から参加する実技講習会を実施し、学校への指導に努めてまいります。

〔9番 平江透議員 登壇〕

○平江透議員 私が最も心配していましたが、投げられたりして受け身が不十分なために脳震盪を起こしたり、首や背骨の骨折等のけがでありました。最近5年間においては足首の捻挫、目の負傷、鎖骨骨折の3件と答弁いただき、予想していたよりも少ない件数でありました。また、10年間での授業の取組で日本の伝統文化に興味を持ったり、礼節などの教育効果はあったという答弁をいただきましたが、身についたものが中学校卒業以降でも生かされるような教育を続けていただきたいと存じます。

続きまして、改正民法に伴う成人式等についてお尋ねいたします。

まず、成人式の在り方について。

本年1月10日の成人の日には、本市は熊本城ホールにおいて成人式が挙行され7,370の方が新成人になりました。改めてお喜びを申し上げます。さて、その成人の年齢についてですが、平成30年6月13日付、民法の成人年齢を二十歳から18歳に下げられることなどの内容を改正する、民法の一部を改正する法律が成立いたしました。明治29年、1896年に民法が制定されて、第4条に年齢二十歳をもって成年とすると定められてきましたが、これは明治9年の太政官布告を引き継いだものと言われております。よって明治9年の太政官布告以来146年ぶりの年齢の引下げとなり、令和4年4月1日から施行となります。

今回の法改正により、来月4月1日の時点で18歳以上二十歳未満の方はその日に成人に達することになりますが、本市としては来年の成人式、また、再来年以降の成人式については、どの年齢を対象に開催されるお考えなのか市長にお尋ねいたします。あわせて、その根拠をお尋ねいたします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 令和元年に実施いたしました市民アンケートで20歳の開催希望が一番多かったこと、また、18歳の方の多くが高校生であり、進学や就職を決定する大切な時期に当たることなどを踏まえ、来年以降についても20歳の皆さんを対象に式典を継続することとしております。

成年年齢は18歳に引き下げられますが、20歳という年齢が人生の重要節目の一つであることに変わりはなく、大人としての責任や義務について改めて自覚し、本市の次の世代の担い手としてそれぞれの個性や能力を大いに発揮し、よき社会の一員となれるよう門出を祝す意味を込めて、式典を開催したいと考えております。

〔9番 平江透議員 登壇〕

○平江透議員 来月4月1日に18歳、19歳の方は全て成人となりますが、成人式は現行どおり二十歳になってからという答弁をいただきました。どうぞ傍聴の皆様も、インターネット中継を御覧の皆様も御認識いただきたいと存じます。

続きまして、成人年齢18歳の自覚についてお尋ねいたします。

民法改正により成人年齢が18歳になりますと、18歳に達した人は親権者の同意を得ずに様々な契約をすることができるようになります。例えば分割で自動車を購入したり、アパートやマンションの賃貸借契約や、クレジットによる契約などできるようになります。現行法では、未成年者が親権者の同意を得ないで契約した場合には、原則として契約を取り消すことができるとされています。この取消権は未成年者を保護するためのものであり、未成年者の消費者被害を抑止する役割がありましたが、成人年齢を18歳に引き下げた場合、悪質な商取引などによる消費者被害の拡大等を懸念いたしております。

今回の法改正により未成年とされた18歳、19歳の若者たちに成人として各方面として活躍が期待される一方、成人年齢が二十歳から18歳に下がることで大人としての意識、自覚をどのように持たせるかということをはじめ、様々な課題も生じると存じます。このことにつきまして文化市民局長の御所見を伺います。

〔横田健一文化市民局長 登壇〕

○横田健一文化市民局長 成人年齢18歳の自覚についてお答えいたします。

熊本市消費者センターで受けました消費生活相談のうち、10代や20代からの相談件数はここ数年増加傾向が見られ、成人年齢の引下げに伴いさらに増加することを懸念されているところでございます。

このようなことから、本市では若者への消費者教育が重要であると考え、中学3年生や高校生を対象に資料の配付や出前講座を開催し、若者が被害に遭いやすい消費者



トラブルに対する注意喚起を促すほか、市内の高校生を対象に消費者問題をテーマとしたポスターコンテストを実施し、消費者問題に対する意識の高揚に努めているところでございます。

また、教育委員会においては小中学校及び高等学校の社会科や家庭科等の教育の授業において、納税、選挙、金銭管理などの学習が発達段階に応じて行われており、加えて、市立高等学校では消費者教育に関する特別授業や模擬投票を行うなど、学習の充実が図られております。

さらに、令和4年度からは消費者センターに消費者教育コーディネーターを配置することで、センターと学校との連携を深め、消費者教育の実施に関する相談や意見聴取を行うなど、より効果的な消費者教育の推進を図り、若者に対し成人が負うべき責任などの自覚を促していきたいと考えております。

〔9番 平江透議員 登壇〕

○平江透議員 消費に関する御答弁をいただきました。

私は婚姻の年齢についても懸念いたしております。現行法第731条では、男子18歳、女子16歳にならないと婚姻することができない。737条では未成年の子が婚姻するには父母の同意を得なければならないとありますが、民法改正により成人年齢が18歳になりますと、親権者の同意なくして結婚することが可能となります。

しかし、18歳の年齢者の多くは高校生などの割合が多く、その割合は95%以上と伺っておりますが、高校生の時期に親権者の同意なくして結婚ができるとなった場合、様々な問題が出てくるのではないかと懸念であります。つきましては婚姻問題についても消費問題と併せて機会をつくり、純真な若者たちが後になって後悔することがないように、しっかりとした自覚を持たせていただきたいと存じます。

次の質問に入らせていただきます。

振り込め詐欺等に対する本市の対応についてお尋ねいたします。

振り込め詐欺は、平成16年11月までオレオレ詐欺と呼ばれておりましたが、手口が多様化して、なりすまし詐欺、架空請求詐欺、融資保証詐欺、還付金詐欺などが発生するようになり、オレオレ詐欺という名称は実態が合わなくなったため、平成16年12月に警察庁は振り込め詐欺と名称を統一しております。

その4つの詐欺の一つであります、なりすまし詐欺とはもともとのオレオレ詐欺でありまして、手当たり次第に電話をかけたり、電話帳に掲載している独り暮らしの高齢者と推定する人を選んで電話をかけ、電話口に出たのが高齢者と見るや単にオレオレと名乗り、遠隔地に住む子や孫であると錯覚させ、その上で悲哀に満ちた声で、また緊迫に満ちた声で困窮に陥っていること、例えば悪徳金融業者から大金を借り、すぐに返さないとひどい目に遭わされる。また、交通事故や医療事故を起こし、すぐに示談金や慰謝料を払わないと収監されるなどの状況を装い、所定の口座へ大金を振り込むように仕掛けるというものです。

架空請求詐欺は、有料サイトの利用料金やテレホンサービスなど、架空の事実を装

って料金を請求する文書などを送付して、現金を預金口座に振り込ませるなどの方法により、だまし取る手口がほとんどでありましたが、銀行口座の不正利用に対する罰則が強化されたため、現在ではコンビニエンスストアで購入可能なネット決済専用のプリペイドカードの番号を、電子メールやファクスで送付させるという詐欺でございます。

融資保証金詐欺は、実際に融資しないにもかかわらず融資する旨の文書等を送付して、融資を申し込んできた人に対して保証金などを名目に、現金を預金口座に振り込ませてだまし取るという詐欺です。

還付金詐欺とは、税務署や区役所などを名のり税金や医療費などを返還する、今日が手続の締切りだ、ATMで手続ができるなどとATMに行かせ、携帯電話で還付手続を指示するふりをして、実は犯人の口座へ振り込ませるという詐欺です。

詐欺事件の時間帯としては、家の中で電話に出る人が1人である場合が多く、しかも金融機関での振込可能な時間である平日の午前10時頃、また、午後2時半頃が多いという統計があります。ちょうど9日前の2月22日の地方紙に、電話で「お金」警戒をとという大きな見出しで次のような記載がありました。

「電話で『お金』詐欺」による被害が2021年、県内で大幅に増えた。認知件数は、前年比47件増の88件で、被害額は約3.4倍となる1億7,110万円に達した。件数は4年ぶり、被害額は2年ぶりの増加。被害者の7割強が65歳以上の高齢者だった。熊本県警生活安全企画課は、電話での会話の中でお金の話が出たら、まず詐欺を疑い、家族や警察に相談してほしい。周囲にもATMの前で電話を使用しない、させないという意識を定着させることが被害防止につながると呼びかけている。以上のような記事でございました。

そこでお尋ねいたします。

熊本県内において県内最大の地方公共団体である本市は、最も高齢者に接する機会が多いと存じます。市役所、区役所の窓口に来られる高齢者の方、また、民生委員、老人クラブなどの福祉関係団体や社会福祉法人の方々など、日常生活の中で接点を有する機会も多いと存じます。犯罪から市民を守り、安全・安心なまちづくりを目指す上で、本市が取り組んでおられる対策及び具体的な対応について、文化市民局長にお尋ねいたします。

〔横田健一文化市民局長 登壇〕

○横田健一文化市民局長 振り込め詐欺等につきましては手口が多様化しているため、熊本県警では令和2年1月から「電話で『お金』詐欺」と呼称し、広く注意を促しているところでございます。

熊本市消費者センターには令和2年度中に「電話で『お金』詐欺」に関する相談が154件寄せられており、そのうち4割弱が高齢者からの相談となっております。相談の多くはメールや封書による架空請求であり、相談者に対しましては架空請求に記載されている連絡先には電話しないように助言をするとともに、相談内容によっては警

察署へも相談されるよう案内をしているところでございます。

市民の皆様への注意喚起といたしましては、市政だよりや市ホームページをはじめテレビやラジオ、ツイッター等の各種広報媒体を活用し、分かりやすく詐欺の実例を交えるなど、被害に遭わないための対策を紹介しているほか、令和3年4月からは熊本県警の協力を得て、ゆっぴー安心メールを熊本市公式ラインのくらしの安全情報に登録いただいている方へ自動配信することで、迅速な情報提供に努めているところでございます。

また、高齢者への対応といたしましては、先ほど申し上げました広報媒体による周知に加えまして、日頃高齢者と接する機会の多い地域包括支援センターささえりあ等の地域の福祉関係者への出前講座を実施して、地域の見守り力の向上にも取り組んでいるところでございます。

今後とも引き続き様々な機会を捉えて啓発を行いながら、また、関係機関と連携して詐欺による被害のない、安全で安心なまちづくりに取り組んでまいります。

〔9番 平江透議員 登壇〕

○平江透議員 今、関係者と連携して詐欺などによる被害のない、安全で安心なまちづくりに取り組んでまいるといふ御答弁をいただきました。

これは本市だけが単独でできるものではないと存じます。警察はじめ金融機関などとも連携を高めて、高齢者の財産や生活費が悪人に奪われることがないように、さらに啓発に努めていただきたいと存じます。

続きまして、市街化調整区域における集落内開発制度の見直しについてお尋ねいたします。

皆様御承知のとおり、都市計画区域には一般に市街化区域と市街化調整区域との区分を定めることができると規定されておりますが、政令指定都市は区域区分を定めなければならないとされております。市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域であります。集落内開発制度は、市街化調整区域の指定により開発が制限されている地域のコミュニティの維持を目的として、開発や住居、店舗の建築が可能となる制度です。

本市におきましても、旧3町との合併の経緯から平成22年に集落内開発制度が導入されました。そのおかげもあり南区においては市街化調整区域の占める割合が大きいにもかかわらず、ここ10年で人口は増加し続けており、地区のにぎわいも何とか保たれております。

しかしながら昨年10月に突如として法改正に伴い、本年4月からは浸水、土砂崩れなどによる災害リスクの高いエリアに関しましては、集落内開発制度の対象地域から除外することになるという趣旨の地域説明会が開催されました。現在、集落内開発制度対象区域の大半が除外となる富合、城南区域の住民の方々からは様々な反対の意見が上がり、昨年12月末には住民代表の方から市長に対して見直しを求める要望書が提出されたところでございます。

本定例会に上程されている改正条例案は読みづらく難解で、具体的な条件に関して

は示されておらず、住民の方々からは多くの不安の声がまだ寄せられております。具体的には、昨年の地域説明会で示されたような3メートルの地盤のかさ上げや、平屋の住居を認めないという条件が設定されるのではないかという不安や心配であります。

そこで本件に対する対応策として、具体的な開発条件や建築条件を早急に明らかにしてはいかがでしょうか。該当地区に住居を建てようという意向のある方にとりまして、当該条件によりどれくらい建築費や諸費用が増加するのかという見積りを立てやすくすべきであると考えます。加えまして制度改正に伴う開発などの中断期間が発生しないようにすべきであると考えます。

執行部としてはどのような条件を付加するのか。また、いつ頃までに公表するつもりなのか、さらには開発などの中断期間が発生することはないのか、市長に具体的な答弁を求めます。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 今回の法改正等による具体的な取扱いについては、先日の代表質問で都市建設局長がお答えいたしましたとおり、3メートル以上の浸水想定エリアを集落内開発制度指定区域から一律に除外することはせず、安全上及び避難上の対策の実施を条件に付すこと等を考えております。

内容等の詳細につきましては、現在熊本市、合志市、菊陽町、嘉島町、益城町の2市3町で構成されます熊本都市計画区域において、整合が図れるように調整中でございまして、現段階では公表の時期をお示しできないものの、できるだけ早期に提示できますよう努めてまいります。また、それまでの間は開発等の中断期間が発生しないよう、規則等の改正により対応してまいりたいと考えております。

〔9番 平江透議員 登壇〕

○平江透議員 本件につきましては、我が会派から市長宛てへの政策要望の中にもありますが、令和3年12月28日に地元自治協議会会長から大西市長へ直接集落内開発制度の見直しに係る要望書が手渡されました。それから2か月が経過しまして、今、市長から御答弁いただきました。

3メートル以上の浸水想定エリアでは、安全上、避難上の対策の実施を条件に付すものの一律に除外することはしない。その内容などの詳細については、2市3町で構成される熊本都市計画区域において整合が図られるよう調整中であり、できるだけ早期の提示に向けて努める。また、それまでの間は開発などの中断期間がないように、規則等の改正により対応するという答弁をいただきまして、対象地域の方々への配慮ある対応を考えていただいていることが分かり、安堵いたしました。防災は重要だと認識しておりますが、防災だけがまちづくりではありません。防災もまちづくりにおける要素の一つとして、市民生活の現実に即した対応を引き続きお願い申し上げます。

続きまして、最後の質問となります都市計画区域の線引きの見直しについてお尋ねしていきます。

まず、見直しの手順について。

合併後のまちづくりと都市計画区域の線引きについては、1年前の令和3年第1回定例会の一般質問において、我が会派の田中誠一議員より政令指定都市移行9年目を迎え、地域振興の観点から線引きの見直しを検討すべきではないかという趣旨の質問がなされました。質問に対して市長の答弁は、令和7年に予定されている区域区分の変更に際しては、社会情勢の変化や土地利用の動向、また、近年頻発し激甚化する自然災害への対応など総合的に勘案し、適切に見直してまいりたいという答弁であり、見直しはするとされたものの、具体的なスケジュールなどについては明言されない答弁であったと受け止めております。

令和5年には農業振興地域整備計画の見直しが予定されております。そして、その2年後の令和7年度には都市計画区域の線引きの見直しということですので、見直しの手順などを考えれば今から検討に入る必要があるのではないのでしょうか。

そこで、今後どのような手順で線引きの見直しを進めていかれるのか、もしまだ本市としてのスケジュールが現段階で明確に決まっていなければ、少なくとも一般的な流れでも構いませんので、市民の方々が理解できる分かりやすい説明を都市建設局長にお願いいたします。

〔井芹和哉都市建設局長 登壇〕

○井芹和哉都市建設局長 ただいまの見直しの手順についてお答えいたします。

市街化区域と市街化調整区域の区域区分、いわゆる線引きの見直しの手続につきましては、現在、熊本地震の影響や人口動態、社会情勢の変化によります土地利用の動向など、市域全域で調査を実施しており、その後、将来の土地利用の見通しについて解析を行うこととなります。

この結果を踏まえまして、熊本都市計画区域全体の整備、開発及び保全の方針、いわゆる熊本都市計画区域マスタープランを県が策定され、この中で市街化区域の規模が示されることとなります。本市はそれを踏まえまして、令和7年に区域区分の見直しを実施する予定でございます。

〔9番 平江透議員 登壇〕

○平江透議員 現在、市域全域で熊本地震の影響や人口動態、社会情勢の変化による土地利用の動向などの見通しについて調査をしている。その結果を踏まえて、県の策定する熊本都市計画区域マスタープランの中で市街化区域の規模、いわゆる割合が示されるので、本市はそれを踏まえて令和7年度に区域区分の見直しを実施するとの答弁をいただきました。

質問を続けます。

川尻駅、富合駅を中心とした市街化調整区域の面積割合についてお尋ねします。

我が国は人口減少社会に突入していることから、都市をコンパクトにまとめるという方向性は財政的にも合理性があり、無秩序な開発を規制するためにも、市街化区域と市街化調整区域という区域区分を設定することは必要なことだと理解しております。高度経済成長期には全国の至るところで都市への人口集中が進み、その結果、市街地

が郊外に拡大し、ニュータウンと呼ばれる郊外の団地が至るところに建設されました。しかし、その後の人口減少に伴い、都心部の空洞化と市街化における空き家、空き地の増加など、いわゆる都市のスポンジ化が進んでおります。

平成14年にはこうした時代の流れを受けて都市再生特別措置法が制定され、この法律に基づき持続可能な都市の発展を目指して、国土交通省の旗振りにより全国の都市において立地適正化計画の策定が奨励されました。令和3年7月現在で全国398の都市において立地適正化計画が策定されており、本市もその一つであり平成28年に策定されております。

立地適正化計画の策定意義は都市計画と公共交通の一体化、いわゆる住居と都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと、地域交通の編成との連携によるコンパクトシティ・プラス・ネットワークです。医療、福祉、商業、公共施設、金融機関などの都市機能誘導区域と居住誘導区域を鉄道、バス、コミュニティ交通等で結ぶことが、都市に生活する住民の利便性向上に重要であることを強調してあります。

話を市街化区域と市街化調整区域という都市計画の話に戻します。この立地適正化計画の理念を踏まえれば、既存のJR駅周辺は市街化区域に含まれるべきではないかと考えます。JR鹿児島本線で本市南側に位置する川尻駅、富合駅周辺については、市街化区域に含まれていない現状が著しく見られると存じます。

両駅を中心に半径800メートル内の市街化区域と市街化調整区域の面積の割合は、おのこの駅で何%でしょうか。都市建設局長にお尋ねいたします。

〔井芹和哉都市建設局長 登壇〕

○井芹和哉都市建設局長 ただいまの面積割合についてお答えいたします。

各駅から半径800メートルでは面積が約200ヘクタールとなりまして、この中の市街化区域、市街化調整区域の比率といたしましては、川尻駅では約68%と約32%、富合駅では約13%と約87%となっております。

〔9番 平江透議員 登壇〕

○平江透議員 川尻駅では市街化調整区域が約32%、富合駅では約87%と、かなり高い割合で駅周辺に市街化調整区域が含まれていることが分かりました。

最後の質問に入ります。

川尻駅、富合駅周辺の線引き見直しについて。

最近話題になっていますが、玉東町のJR木葉駅を核とした駅を中心としたまちづくりです。定住促進を目的に町が事業主体となりPFI、民間資金等活用事業で12階建ての高層賃借マンションを建設するということでもあります。これは一例ですが、それだけ駅周辺という立地は移住する人にとって魅力的なものであると存じます。木葉駅から熊本駅まで所要時間は20分です。川尻駅から熊本駅までは6分、富合駅から熊本駅までは10分なのです。

これだけ公共交通の利便性の高い土地を市街化調整区域にしておくことは、高度な

土地利用の観点からも非常にもったいない話ではないでしょうか。立地適正化計画の理念にも反すると存じます。既に富合駅周辺はミニ開発により戸建て住宅が立ち並び、大規模な開発が年々難しい状況になってきております。

そこで市長にお尋ねいたします。立地適正化計画の理念からも次の線引き見直しにおいては、川尻駅、富合駅の周辺地域を市街化区域に編入すべきであると考えますが、市長の御所見をお伺いいたします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 本市では今後の人口減少、超高齢社会を見据え、都市づくりの将来像として多核連携都市を掲げ、持続可能で誰もが移動しやすく、暮らしやすい都市づくりを目指しております。

その実現のために平成28年4月に熊本市立地適正化計画を策定し、市街化区域内における居住や都市機能の集積、誘導について具体的な施策を位置づけたところであり、また、昨年3月には防災・減災の観点から見直しも行いまして、災害に強いコンパクトなまちづくりを進めております。都市計画における区域区分の見直しについても、この観点で慎重に検討してまいりたいと考えております。

〔9番 平江透議員 登壇〕

○平江透議員 本市では、今後の人口減少や超高齢化社会を見据えて都市づくりの将来像として多核連携都市を掲げ、持続可能で誰もが移動しやすく、暮らしやすい都市づくりを目指している。その実現のため平成28年4月に熊本市立地適正化計画を策定し、市街化区域において居住や都市機能の集積、誘導について具体的な施策を位置づけ、また、昨年3月には防災・減災の観点で見直しを行い、災害に強いコンパクトなまちづくりを進めている。都市計画における区域区分の見直しについても、この観点で慎重に検討してまいりたいとの御答弁をいただきました。

平成28年に策定された熊本市立地適正化計画については、昨年3月に防災視点の強化や行動様式の変化などを考慮して、計画の改正が行われたものと理解しております。けれども、JR鹿児島本線という公共交通機関をフルに活用して、駅を拠点とした移動しやすく暮らしやすいまちづくりという観点についても、その特性を生かして令和7年度に向けた見直しをしていただくことを期待しております。

以上で準備いたしました質問が終了いたしました。

本日は真摯に御答弁いただきました大西市長、遠藤教育長をはじめ執行部の皆様ありがとうございました。また、御多用の中、傍聴に来ていただきました傍聴席の皆様、インターネットを通じて御覧の皆様、最後まで御清聴、誠にありがとうございました。

これもちまして私の質問、終わらせていただきます。ありがとうございました。

（拍手）

---

○原口亮志議長 本日の日程は、これをもって終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

明4日から3月6日まで3日間は、議事の都合並びに休日のため休会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○原口亮志議長 御異議なしと認めます。

よって、明4日から3月6日まで3日間は、休会することに決定いたしました。

次会は、3月7日（月曜日）定刻に開きます。

---

○原口亮志議長 では、本日はこれをもって散会いたします。

午後 2時55分 散会



○本日の会議に付した事件

一、議事日程のとおり

令和4年3月3日

出席議員 48名

1番	原 口 亮 志	2番	園 川 良 二
3番	山 本 浩 之	4番	北 川 哉
5番	古 川 智 子	6番	島 津 哲 也
7番	吉 田 健 一	8番	伊 藤 和 仁
9番	平 江 透	10番	荒 川 慎太郎
11番	齊 藤 博	12番	田 島 幸 治
13番	日 隈 忍	14番	吉 村 健 治
15番	山 内 勝 志	16番	緒 方 夕 佳
17番	高 瀬 千鶴子	18番	三 森 至 加
19番	大 嶋 澄 雄	20番	光 永 邦 保
21番	高 本 一 臣	22番	福 永 洋 一
23番	西 岡 誠 也	24番	田 上 辰 也
25番	浜 田 大 介	26番	井 本 正 広
27番	藤 永 弘	28番	田 中 敦 朗
29番	紫 垣 正 仁	30番	小佐井 賀瑞宜
31番	寺 本 義 勝	32番	原 亨
33番	大 石 浩 文	34番	村 上 博
35番	上 田 芳 裕	36番	那 須 円
37番	澤 田 昌 作	38番	田 尻 善 裕
39番	満 永 寿 博	40番	田 中 誠 一
41番	津 田 征士郎	43番	藤 山 英 美
44番	落 水 清 弘	45番	倉 重 徹
46番	三 島 良 之	47番	坂 田 誠 二
48番	白河部 貞 志	49番	上 野 美恵子

説明のため出席した者

市 長	大 西 一 史	副 市 長	深 水 政 彦
副 市 長	中 垣 内 隆 久	政 策 局 長	田 中 俊 実
総 務 局 長	宮 崎 裕 章	財 政 局 長	田 中 陽 礼
文化市民局長	横 田 健 一	健康福祉局長	石 櫃 仁 美
経済観光局長	田 上 聖 子	都市建設局長	井 芹 和 哉
教 育 長	遠 藤 洋 路		

職務のため出席した議会局職員

局 長	富 永 健 之	次 長	和 田 仁
議 事 課 長	池 福 史 弘	政策調査課長	上 野 公 一